

第3回阿蘇市議会会議録

- 1.平成30年6月1日 午前10時00分 招集
- 2.平成30年6月15日 午前10時00分 開議
- 3.平成30年6月15日 午後2時25分 閉会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	波野支所長	加藤勇二郎
市民課長	岩下まゆみ	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	人権啓発課長	下村裕二
まちづくり課長	荒木仁	教育課長補佐	佐藤伸敏

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
書記	山本悠未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員は19名であります。12番、田中弘子君につきましては、所定の手続きを経まして遅参の届けを受けております。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のうち、教育課長が傷病休暇のため、佐藤課長補佐が出席していることを申し添えておきます。

日程第1 一般質問

○議長（藏原博敏君） 日程第1、これより「一般質問」を行います。

昨日も申し上げましたが、一般質問の所要時間が45分と定められております。従いまして、質問者の議員におかれましては簡潔な質問を、また執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会運営にご協力をお願いしたいと思います。

傍聴者の皆さんにお願いをいたします。傍聴席の皆さまにも傍聴規定に基づきまして、私語・雑談等につきましては、ご遠慮いただきますようにご協力をお願いいたします。

これより順次一般質問を許します。

2番議員、竹原祐一君の質問を許します。

竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） おはようございます。本日、1番目の一般質問ですが、よろしくお願ひします。

それでは、一般質問を進めたいと思います。2番議員の日本共産党、竹原祐一です。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

まず、熊本地震から3年目に入りました。この中で、私のところにいろいろな熊本地震からの復興についていろいろとご相談があります。その中で、3つほど代表的なものを上げ、そして対策を執行部に応対をお願いしたいと考えております。

まず、1つは、交通手段の問題。例えば、独居老人、そして車の免許を返上した老人世帯、高齢者世帯については、車がないところがほとんどです。その車のない高齢者世帯、この世帯が、例えば阿蘇から熊本市内の病院に通う場合、実際、今、代替えの交通機関として、朝の通学の代替バス、そしてやまびこ号、そして九州横断バス、この3つがあります。ところが、実際、やまびこ号、これは午前中に3本の便があります。その便で、例えば赤水の場合、赤水の駅で乗る場合は、最初の便が9時19分、そして10時54分、そして12時14分、この3便があります。ところが、この3便について、実際、席は空いているが、ほとんど予約席。それが、阿蘇からのやまびこ号の実情なんです。席は空いているが、実際は大津で予約が入っているとか、そういう便が非常に多くて、例えば高齢者世帯の中でどうしても市内の病院に通わなければいけない、そういう世帯は仕方なしにタクシー、往復2万円以上かかると。これも年金生活の中から捻出をしているというのが今の現状です。これについてどのようにお考えでしょうか、ご質問をいたします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えをしたいと思います。

独居老人世帯等、その交通弱者世帯等についての病院に通うための交通手段についてのお問い合わせでございますけども、ご質問は、やまびこ号等に予約しなければ乗れない状況があるというようなご質問でございました。これについては、産交バス等にお尋ねをいたしますと、確かに予約をした上でバスを走らせている関係で、仮に予約が多くて、人が乗れない場合には、1便について2台走らせるような場合もあるようでございます。ですので、あらかじめ乗る時間等がおわかりでしたら、バス会社のほうに照会をいただきまして、ご予約いただけますと、ご都合の時間に乗ることができるかと思えます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 基本的には予約をしないと、やまびこ号の利用は難しいということでしょうかね。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 予約しないと乗れないかというようなご質問でございますが、基本そういうことはないと思います。聞いたところ、平日満杯になるようなことは滅多にないというふうに伺っております。土日祝日は、観光客等が多くて、そういった一度に乗ることが多いというふうに伺っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 私、思うんですが、この高齢者の交通手段、実際、今、阿蘇市内、多くの高齢者世帯があります。そこの交通手段に対しての実態調査、これを一回、市でやる必要があるのではないかと思います。実際、この高齢者世帯がどのような手段を使って、市外に熊本市内に出ているのか、その辺ですね。やっぱり実態をつかんで、その対策をやっぱり市として打っていくというのは、行政としては当然だと思います。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 貴重なご意見をありがとうございます。当然、阿蘇市内の公共交通体系を維持していく中では、交通弱者、特に高齢の方の交通手段の確保というのは喫緊の課題でございます。関係部局と今後協議を重ね、こういった把握方法があるのかも含めて検討を重ねていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ありがとうございます。

それでは、また次の問題に移りたいと思っております。住宅再建の問題。実際、半壊世帯で半壊の認定を受け、すべて取り壊しを行い、そして、今、家族8人、プレハブの部屋を3棟建て、そこで生活をしていると。そういう状態の中で、なぜ新しい家が建たないか。現実、建設業者が足りないという面もあります。ところが、大きな問題は、銀行の融資がなかなか決まらない。結局、その家庭は、農業を行っています。家の再建ができなければ、公営住宅に入れればいいじゃないか。しかし、農業をやっている場合、農業の機械、大きな納屋があります。そして、作業もしなければなりません。そのために今の場所を動くことができず、その場所で何とか再建をしたい。ところが、銀行の融資が決まらない。そういう事情もあります。

そこで、この銀行の融資の問題で、私は一つ提案をしたいと思っております。阿蘇市が復興基金、また財政調整基金、この一部を預担として金融機関に預け、そしてそういう世帯に対し、担保の一つ、保証を打つという形の制度を阿蘇市の中で実現できないか、そのように思っております。この考え方に対し、執行部のご意見をお聞きしたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） おはようございます。

今、市議が言われました、資金不足で自宅の再建がまだできないという方については、今、支え合いセンターの中でそういう方のリストを上げながらやっております。今現在が大体216名ぐらい、仮設とかみなし仮設におられますが、そういった今まだ業者が見つからないとか、ローンが決まらない、また賃借住宅についても物件が見つからないという方が大体62世帯ほどございます。そういった方についてはこれから強化をしたいということで、個別のケース会議をやって、やはりよりきめ細かな支援をやっていくということで今動いてはおります。

先ほどの資金面につきましては、やはり住宅再建については、被災者生活再建支援制度という国の制度の中で、例えば全壊であれば100万円、それから基礎支援金として、再建をしたい、それから購入したいという方については200万円、合計300万円の給付金ということであっておりますが、先ほど言いましたように、あくまでもこれはお見舞いの制度でございまして、そのほかの支援というのは、やはり融資を受けるというのが基本でございます。融資もなかなか半壊以上の方に対する融資でありまして、融資の利子についても一般とあまり変わらない部分もありますし、例えば高齢者とか低所得者については、それなりに保証人もいなくて借りられる制度もございます。例えば、今までも言ってきましたけども、リバースモーゲージ制度ということで、早く住むことが前提ということで、まずは貸し付けをして、家を建てていただく。住まわれるあいだは利子だけを払って、そして最終的に亡くなられた

りとか、途中で息子さんが返済をするという意向があれば、切り替えて息子さんにと、そういう制度しかございません。

先ほどご質問がありましたように、復興基金とか、そういう形で対処してはということですが、基本、建物はやっぱり個人の財産でありますので、それに対して市が補助とか、そういうことはやっぱり考えられないと思います。また、復興基金の創意工夫分というのが阿蘇市に4億いくらかきてますけど、それについてはやはり被害の大きい方、あるいは農地災害とか、いろんな部分で使われますので、そういう形でそれを使うこともできませんし、今のところやはり今の現制度の中で取り組むしかないというふうに思っています。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） お話の趣旨は十分理解できます。しかし、今の制度自体、災害支援制度300万円、これで果たして、私は何回もこの議会の中で訴えましたが、やはり少なすぎると。それと同時に、国が個人資産に対し保証はしないと。ところが、南阿蘇村では、家を建てる場合、自治体が100万円なりの資金を提供してくれると。やはり今この熊本地震で震災に遭い、どうしても自分の自宅を再建したい、そのために自治体として、そういう法則があるかもしれないが、それを破ってまで住民の生活の支援を行いたいということで、自治体が独自に行っている例も数多く見られます。やはり阿蘇市にもそのような姿勢でこの熊本地震で被災された方々に対し、そういう目線で支援をお願いしたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） 市議が言われますとおり、本当に皆さん方は困っておられることは十分わかっております。しかしながら、やっぱり建て直しとか、いろんな分はやっぱり個人の判断でございます。その中で、先ほども言いましたように、支え合いセンター、また行政も一緒になって今取り組んでおります。また、昨日も交流会をしながら、一部のブースでちゃんと相談会をやって、その中に建築士協会とか、金融機関の方、そういった方に来ていただいて、十分に相談をして、どれが今ベストなのか、そういう家庭の状況の中で建てたほうがいいのか、それとも一時的に賃借で住むのか、そういったきめ細かな相談をやっていきますので、努力をしていきたいというふうに思っています。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ありがとうございます。

そうしたら、一部損壊世帯の問題にも踏み込みたいと思います。実際、一部損壊を受けた世帯、現役世代であれば、ある程度の資金的に余裕がありますので、一部損壊を受けた場合、ある程度補修はできます。ところが、年金世帯、年金で生活を維持する高齢者世帯、この世帯の中では自宅の補修がなかなかできないというのが今の現状です。

私も、実際、高齢者世帯に行けば、一部損壊の世帯は、例えば屋根の瓦がずれていると、そして雨漏りがすると、家の中にビニールシートを敷いているのは、「これはどうして直さないんですか」とお聞きしたら、やっぱりお金が、そして業者も来てもらえないと、そういう状況です。また、同じ独居老人、そこの家の壁がクラックが入っていると、「雨が入るんじゃないですか」とお聞きしたら、やはり年金生活で壁を直す費用がなかなか捻出できない、そ

ういう家庭が非常に多く見られました。

私は、今の年金世帯と言われる、経済的弱者と言われる世帯がまだ震災の傷跡の中で残されているという状態、これは行政として何らかの手を差し伸べる必要があると思います。例えば、先ほど言いましたが、震災復興基金を利用した一部損壊世帯に向けての住宅補修制度、つまり住宅リフォーム制度ですね。非常に借りやすく、そしてある程度の金額的には20万円、30万円の上限でいいと思うんです。本当に一部損壊世帯の補修を行うと、そういう条件をつけて、この住宅リフォーム、一部損壊世帯への住宅補修制度を、これを新設していただきたいと考えております。いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） 今、一部損壊世帯に対しての支援ということでご意見をいただきました。議員さんが言われる実情は、十分把握はしておるところではございますが、今の現段階としては、一部損壊については義援金の中で100万円以上の修繕をした場合に10万円を支給するというものしかございませんで、なかなか今の部分では支援をすることはできない状況でございます。義援金の配分については、当然、国の県の配分の基準でやって、それに市のほうで市の義援金を上乘せしてやっているということで、これまでも一般質問で伺いましたとおり、そういった形をとということですが、やはり被害の大きかった方々にやっぱり支援をするというのが大前提ということで、一部損壊の方々にはなかなかできないというのが現状でございます。委員会の中でもですね。

そういうことで、例えば、今、罹災証明が一部損壊で1,500世帯ぐらい出ていますけど、例えば1万円支給をするというだけでも、たぶんこれがそうなれば、約1万世帯ぐらい出てきはせんかなと思いますけど、1万世帯で1億円かかります。そういった形で、他の町村では、一律3万円支給したり、30万円以上修繕したら10万円支給するとかいう話がありますけど、やはりうちの今の状況では、1万円とか2万円支給したとしても1億円、2億円かかるわけですよ。当然、やっぱり大きな被害の方々に対処するのが大前提だと思っていますので、今のところやっぱり考えにくいというのが現状でございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 基本的にはやはりできないと、そういう状況ですね。私は、非常におかしいと思うんですよ。被害の少ない、また隣の小国町とか南小国町、また被害がある程度大きい南阿蘇村、そこでもやっぱり一部損壊世帯への支援はあるんですよ。1世帯当たり1万円を渡し、そうしたら一部損壊の申請が増えて1万件以上になるだろうと。そうしたら、単純に計算したら1億円になりますがね。しかし、制度として100万円補修費がかかった場合は10万円バックありますが、90万円なら補修が終わった場合は何の補償もないんですよ。それは、私、何かおかしいなと。やっぱり10万円、20万円の補修をしたら、その1割返ってくるのであれば、そういう制度をつくって、やっぱり返していくのが自治体として被災をされた住民に対しての支援策ではないかと思います。この問題、私も今までずっと言ってきましたが、堂々巡りでなかなか結論が出ないと。だけど、やはり自治体の考え方をこの熊本地震の中で変えていただきたいと、そのように願ひまして、この質問については

終わらせていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次は、今、昨日もいろいろと質問が出ましたが、昨日の質問と重なる部分があると思いますが、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

まずは、時系列で確認をお願いしたいと。まず、2月15日、現地確認を行い、県、そしてJA、事業主体者、この時点で、県は、今の宮地万五郎の住所を知っていたわけですね。それで間違いありませんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

平成29年2月15日に牛舎建設予定地におきまして、現地確認ということで、協議会事務局でありますJA阿蘇、それから熊本県、それから事業主さんで現地確認を行っております。この時点で、一の宮グラウンド北側の部分で現地確認は行われたというふうなことでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 私が言ってるのは、その現地確認の際、県も立ち会ったのであれば、県はその場所を知っていたと思われる。それは、県は知っていたのか、どうか、その辺をお聞きしたかったわけですけど。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今申し上げましたとおり、2月15日で県も同行されまして、一の宮グラウンド北側の現地で現地確認をされたというふうなことでございますので、県は、この時点では、この場所といったところで確認をされておったというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） それでは、次の時系列で、2月23日、畜産クラスター計画の認定が県から市、そして協議会へとおりにきたと。そして、2月28日、実施計画承認申請、この申請なんですけど、再度確認をしたいのですが、この行政文書開示ということで申請書を上げましたが、所在地、住所が書いてないんですね。ただ、位置図だけ添付という形になっていますが、この申請書自体、住所の記載は、法的というんですかね、申請書の中で住所の記載が位置づけられていないのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今の議員からのご質問でございますが、平成29年2月28日付けで畜産クラスター事業実施計画承認申請を行っているところでございまして、この申請書の書類の中に、議員おっしゃいますとおり、住所については記載がございません。これについては、様式上、項目等がございません。これについては、クラスター事業の要綱上の様式という形で定められてございますので、そちらに基づくものでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ということであれば、申請書の中に所在地、事業者、新たな事業地

の所在地の記入は必要ないということですね。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 制度上、そのようになっているかと思いますが、熊本県阿蘇市というふうな部分で表示がなされております。そのほかに、これまでご説明をいたしておりますけども、坂梨の位置図がその時点で添付されていたというふうなことでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） このクラスター事業の事業申請、阿蘇地方で10の業者が申請をされていると。その10の事業所の申請場所、所在地、その辺は把握されていますか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） この2月28日付けの実施計画承認申請書に添付されております、それぞれの10事業主の施工箇所、予定箇所ということで、それぞれの10箇所の位置が示されております。それから、それぞれの10事業体ごとの細かな位置図的な平面図がおとされた図面がそれぞれ添付されております。そちらで、位置の確認は行っているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 申し訳ないんですけど、その10の事業者、申請地、これをちょっと言っただけませんか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） これにつきましては、阿蘇市管内が7事業主、それから高森が1事業主、それから2事業主ということで産山の事業主がそれで含まれておまして、場所等については、それぞれ地番の表示がございませんので、それぞれの自治体の部分で表示がしてございますので、場所等につきましては控えさせていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） そうしたら、私からこの10事業者の場所、地番は言いません。1つ目が、阿蘇市一の宮手野、間違いないですかね。それから、阿蘇市黒川、同じく阿蘇市一の宮三野、それから高森町の城山、それから阿蘇市のちょっとわかりません、申し訳ありません。阿蘇市一の宮の三野、そして産山村が2箇所、そして阿蘇市一の宮中通、そして阿蘇市坂梨、この10の場所で間違いはありませんか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今、平成29年2月28日の計画書に申請段階の表示の部分でございますので、この時点では、当該法人さんについては熊本県阿蘇市、それから他の自治体の事業主さんについては熊本県、それぞれ産山村、高森町という形の表示でございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） すみません、ちょっと議会事務局をお願いしたいんですけど、資料をちょっと配布をお願いします。

○議長（藏原博敏君） このことに対しましては許可をしますけど、資料配布は事前にお伝えください。

じゃあ、ただ今から資料を配布いたします。

○2番（竹原祐一君） そうしたら、資料。

○議長（藏原博敏君） ちょっとお待ちください。

○2番（竹原祐一君） はい。

○議長（藏原博敏君） 資料配布、終わりましたでしょうか。

〔「まだ」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 竹原君、挙手をしてください。

竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） すみません、どうも。

お手元のこの資料については、私が先月の5月に補助金ですので、財務局においてこの畜産クラスター事業、平成28年度畜産・酪農収益力強化整備対策事業に係わる平成29年度繰越申請書一式を行政文書開示で請求を行いました。この中で、2枚目、ここの左下、そこに阿蘇地域の事業所の住所がずらっと書いてあります。この10業者、そして、これの拡大写真が2枚目の裏に付いています。これを見ると、非常におかしなことがあります。阿蘇市一の宮町宮地万五郎とあります。これは、3月16日の財務局の補助金申請書の承認要求書です。その中に、今、建設をされている宮地の万五郎の住所がここで出てきていると。今まで、阿蘇市の執行部の皆さんは、9月22日までこの万五郎という場所は知らなかった、そのように議会の中で、また一般質問の中でも答弁をされてきました。私は思うんですが、なぜ、財務省は、阿蘇市の知らない宮地万五郎という住所を知っているのか、その辺をちょっとお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 資料を拝見させていただきました。配布いただいた資料の写しにつきましては、九州財務局と九州農政局のやり取りの部分の書類だというふうなことで思っておりますけども、今回、クラスター事業の事務処理を行うにあたりまして、このような書類については、県からも国からも市または協議会に対して通知はあっておりません。従いまして、これについては国同士の事務処理のやり取りの部分だというふうな考えておりますので、当然、県については2月15日の現地確認で当該箇所を承知なされた上での部分でございますので、阿蘇市に関しては今回の変更になったグラウンド横の北側の用地の分に変更になったというふうについては、この時点では承知をしていなかったというふうなことでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） その説明は、非常におかしいんじゃないでしょうか。国同士のそういう書類のやり取りの中で、実際、阿蘇市、そして県、その二者、協議会ありますね。その三者しか知らない宮地万五郎という住所、これ枝番がまだ付いています。枝番は黒塗にされていますが、そこまで何で農政局、そして財務局はわかるのかという疑問が私は非常にあるんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 当該平成 28 年度予算を平成 29 年度に明許繰り越しというふうな、この国同士のやり取りの書類だというふうに思っておりますけども、実際、協議会から市、市から県に対して繰り越しの承認申請をするにあたりまして、こういった地番、所在地の表示は一切行っておりません。従いまして、このような国同士の事務処理の書類につきましても、県から市、市から協議会に対して文書の通知等については行われていないというふうな状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ちょっと意味がわからんのですが、住所の通知がされていない。私が聞きたいのは、なぜこの万五郎という住所が出てくるかですよ。よく考えれば、財務局は知るわけがないですよ。農政局も知らない。あと、知っているのは、先ほど言いましたが、県、市、協議会、この3つについては、万五郎という住所はわかっておるわけですね。いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 何度もお答えさせていただいておりますけども、2月15日段階で、市は現地確認に参加をいたしておりません。それから、2月28日に実施計画承認申請書に添付された位置図が坂梨地区のものであったというふうなことでございますので、当然この宮地地区になっているというようなところについては、その時点では市は承知をいたしてないところでございます。また、国がどうして宮地地区の部分を承知しているかということにつきましては、市については、確認は取れておりませんし、承知をいたしておりません。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 今の説明では、私は全く理解できません。実際、こういう形で公文書の中で上がっているということは、どこかでこの宮地万五郎という住所、明らかになったと思うんです。それは、やっぱり先ほど言いましたが、協議会、市、県、その3つのうち、どちらかだと思います。私、今まで執行部の方が万五郎、宮地に変更になったということは9月22日まで知らなかった、これ誰が考えても、財務局の行政文書の中には万五郎が出てると、そういうことであれば、やはりおかしいのではないかと。何度、市で、執行部で2月28日、この時点でも知らなかったと言われても、私は信じることはできません。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ちょっとくどいようございますが、2月28日の添付されました坂梨地区の図面に基づいて、市は承知をしておったわけございまして、これまで事業が流れていく中で、また市が事業凍結を表明している中で書類の差し替え等も実際あっていないような状況でございます。そして、また現地確認にまずは市が参加しておれば、当然この宮地地区というふうな部分については確認できたというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 実際、また堂々巡りという形になりますが。だけど、実際3月16日の文書の中で宮地万五郎という住所が出てきているということであれば、私は市の今のご回答は非常におかしい。そして、時間も残り少ないのでまとめに入りたいと思いますが、実

際2月の段階でこの宮地という場所を市が知っていたのならば、9月22日まで約7箇月のあいだ、住民の方は今の宮地のことを調べ、そして署名を集め、その期間というのは約1年以上、最終的には。だから、私が思うのには、この7箇月という大きな市民にとっては重大な期間のあいだに、阿蘇市、そして協議会、県が宮地にできるということを住民の方に知らせておけば、これこんなことにはならなかったと思います。阿蘇市も事業凍結など、そういうややこしいことをせずに、住民とともに今の牛舎移転について真剣に話し合い、そして三者で解決することは可能だったのではないかと私は思います。まだ、私の発言が続いております。ですから、これはあくまでも仮定の話です。仮定ですけど、実際に住所が上がってきているということであれば、そういう疑念も発生してきます。私は、この7箇月のあいだの期間が住民にとっては大きなマイナスの期間だと考えておりますし、この期間がなければ、今の牛舎問題、これだけ大きな問題にはならなかったのではないかと思います。

それでは、市長、どうぞ。

○議長（藏原博敏君） ちょっとお待ちください。竹原議員、あなたが市長の答弁を指図することはできません。

○2番（竹原祐一君） はい、すみません。

○議長（藏原博敏君） 控えてください。

○2番（竹原祐一君） はい、申し訳ありません。

○議長（藏原博敏君） 答弁、お願いします。佐藤市長。

○市長（佐藤義興君） 今、末尾のほうでおっしゃられた中で、先ほども聞いておりましたけれども、仮定の段階で私どもにどうだということを、そういう大きな疑念の大事な問題を、まず言うべきではないんじゃないかなと。そこに万五郎ということを書いてあったから、いかにも阿蘇市がそれに最初から知っておったんじゃないかというようなことでありますけれども、それは先ほどの答弁の中できちっと申し上げて、一切嘘はついておりません。じゃあ、そういうところで疑念があるからということで、協議会にしっかりとお問い合わせをされたんでしょうか。県にお問い合わせをされたんでしょうか。そういうきちとした裏付けの中で今のような発言をしていただければ、私も納得する分がありますけれども。だから、私どもとしては、だから、そういうことになっているからこそ、こういう状態になっておるといふことの判断がどうしておできにならないのかなということ、ただ市だけを責めるのではなくて、一生懸命我々も、署名された方々はもちろんでありますけれども、行政のやり方というのはより透明性のある、理解力のあるものでなければ事業をきちっと執行することはできない。そこに何らかの覆い被せるものがあれば、それは逆に行政の失態にもつながる。そういうことが将来においてないように、住民の皆さん方と信頼関係をいつも保っておかなければいけない。そういう思いで毅然と我々も気持ちをしっかりと持ちながらやっているところをもって、ややもすると阿蘇市が大概な被害を受けるかもわからない。そんなところで何となく阿蘇市が悪いんだというような表現の質問をしてもらっても、それは大変いかんことじゃないかなということ、もうちょっと調査されたほうがいいんじゃないでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 今、市長がおっしゃった中で、行政として透明性を上げると、それであれば、行政としてきっちり2月28日、申請場所は坂梨だったということで行政文書をいただきましたが、その疑惑があるから行政の透明性が疑われる。その疑惑を行政の側で打ち消していただいたら、別に私は結構だと思います。

時間が迫っておりますので、私の一般質問は以上で終わらせていただきますが、この牛舎問題はまだまだ今から大きな課題となってきますが、やはり住民の立場に立った解決方法、それを私たちは探っていきたいと考えております。

本日の一般質問は、以上にて終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君の一般質問が終わりました。

続きまして、9番議員、河崎徳雄君の一般質問を許します。

資料配布がありますので、しばらくお待ちください。

河崎君、どうぞ。河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 9番議員、河崎でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、いこいの村関係ですけれども、昨日からいろいろ質問があってございましたけれども、重なる部分があるかと思っておりますけれども、明確な答えをいただきたいと思っております。

昨日の一般質問の中でも、いこいの村の経歴、歴史について説明がありましたけれども、私も再認識をいたしました。いこいの村ができて35年になんかなるようでございますけれども、当時、私も旅行関係の仕事をしておりましたので、あそこのオープンときは、やっぱり博多、久留米、北九州あたりからオープンイベントにお客を連れて来た記憶を思い出しました。そういう中に、やっぱり前回も言いましたけれども、いこいの村で私も決算報告の中で聞いておりましたけれども、私も老人会に入っておりますけれども、あそこの経営内容を旅行業者的に目で見ると、やっぱり九州管内、熊本管内はもちろんですけれども、老人会をターゲットにした芝居のロングもんをもってきたら経営はいいんじゃないかなろうかと、そういう提案をしたことありますけれども、今頃、いこいの村については、あじさい、こういう6月のお客の少ないときに、熊本県下はもちろんですけれども、阿蘇管内の心の癒しの場所でありました。今頃、あじさい祭りですね。本当にこのような結果になって非常に残念でございます。この前、野焼きの帰りにちょっとあそこを内から外から覗いてみましたところが、全く廃墟状態です。そういう中ですけれども、いこいの村関係で質問いたしますけれども、訴訟の請求の趣旨ということ、昨日と重なりますけれども、まずはこれをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） おはようございます。

それでは、訴訟の請求の趣旨ということのご質問でございますので、請求の趣旨につきましては、平成29年7月25日の市議会臨時議会議案第52号でお示ししたとおりでございますが、1つ目は、平成25年9月17日付け土地賃貸借契約第4条に基づく平成28年4月1日から同年9月4日までの未払い賃料430万1,369円を請求し、同上第5条に基づいた延滞損害

金の支払いを求めています。2番目としましては、土地、テニスコート周辺に搬入された盛土の撤去、原状回復と。3番目に建物でございますが、建物内の残存備品等の撤去。それと、4番目にこの訴訟に要する費用の負担という形の4本を請求しているという状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） よく認識いたしましたけれども、関連でちょっと質問いたしますけれども、3番目の備品等となっておりますけど、備品の撤去となっておりますけれども、例えばどのような備品があるのかをお尋ねします。

それと、関連ですけれども、営業再開する備品は処分しておりませんとなっておりますけれども、もし営業再開をすれば、備品はどのような備品が残っているのかをお尋ねいたします。

撤去する備品と営業するのに再開に必要な備品はどのような備品があるかを、まずはお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 建物内の残存備品としましては、座椅子であったり、基石、囲碁関係の台であったり基石であったり、それとか鏡を使う化粧台ですかね、そういった部分等々、事務所内のテーブル、椅子等々がまだまだ中に残っているという状況でございます。

それと、営業再開に必要な備品としましては、部屋内に置いてあります家具とかカーテン関係については、建物に付随するものでございますので、そのまま残してあるという状況でございますので、撤去していただく備品については、旧財団からアグリスクエアさんが購入されました備品等について撤去していただきたいということで求めています。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 備品のことについては、私も外から眺めたばかりですけれども、どっちも何もないんだというような感じを受けました。いずれの機会には、議員あたりもあそこに視察に行ってみるといいなと思っておりますので、そういう時期がきたら案内をしていただきたいと思います。

それに関連ですけれども、そもそもこの平成25年ですか、民営化したとき、契約書、協定書に基づく不履行で、やっぱり訴訟を起こしたらどうかということを以前の議会でも私は提案しております。こういう現況復帰はもちろんですけれども、このような廃墟状態にしたのは、やっぱり委託先の社長は中山さんですがこういう廃墟状態にしたと思います。結果的にはですよ。決して解雇したんじゃないと言いますが、三十数名ぐらいの従業員は解雇同然です。3つの約束、昨日言われておりましたけれども、契約書、協定書の約束は、何一つ履行されておられません。調理師についても、暴力行為を振るった調理師は採用いたしませんとはっきり言っております。しかし、それも中山さんになってから、調理師で入れてあるわけですね。全く私は、契約書、協定書の不履行で、そこが一番の原因。あの人に預けたのも悪いけど、市の貸し付けたもんも認定の責任があるとじゃなかろうかと思っておりますの

で、良ければそういう訴訟あたりも併せて行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 従業員さんの雇用等につきましては、当時、移行される前に旧財団のときに退職をされた従業員の方もいらっしゃいますし、そのままアグリスクエアさんに再就職をされたという部分も聞いております。その部分については、あくまでも民間企業の内部の件でございますので、私どもがなかなか口を出すというところには難しいんじゃないかと考えております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） いこいの村関係はこれで終わりたいと思いますけれども、できれば私が提案したいのは、契約書、協定書に基づく訴訟も併せて行ったらどうかということですから、検討していただきたいと思います。これで、いこいの村、終わります。

続きまして、水田の利活用の質問に入りますけれども、今、簡単な資料を作っておりますけれども、阿蘇地方も田植えが早くて、普通作もWCSも田植えの終わりの時期になっております。米の生産調整、減反政策がちょっと今考えてみますと、減反政策が始まって48年になります。米の生産調整、減反あたりが、今年大きく見直され、変わりました。作付目安ということになりました。作付目安ということで、全国的に見ると、やっぱり東北あたりは普通作を多くしているようでございます。極端に言うと、減反をしなくても米を植えてもいいですよというふうになりました。50年近くの本当に大きな転換と思います。

阿蘇市は、県下でも全国的にも指折りの条件の良い水田、水稻地帯と思います。ここに台帳面積を持っておりますけれども、4,400haのうち、主食用米とかWCSとか飼料用米等の作付面積を、まずはお尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） それでは、ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

平成30年度の実施分でございますけれども、主食用米でございますが、こちらが1,868haでございます。それから、飼料用稲、俗に言うWCSでございますが、1,201haでございます。飼料用米といたしまして39ha、それから米粉用米ということで4ha、残りの651haが大豆、飼料作、そば等の作物になります。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今、お答えいただきましたけれども、主食用で1,868haですかね。WCSで1,200haと。WCSは、聞くところによると、全国で作付けが一番多いようでございます。これも、やっぱり高齢化、担い手からくるのかなと思っておりますけれども、阿蘇市で水田を植えるというのは、私がかねて誇りにしておりますけれども、阿蘇のこのカルデラはやっぱり九州の水瓶だと。緑川、白川、菊池川、筑後川、大野川、五ヶ瀬川、本当に阿蘇、カルデラは水が流れているわけですね。そういうことで、阿蘇の水田を誇りにしておりますけれども、今ざっと計算いたしましたけれども、主食用が1,868ha、これを反当収入が生産額は一万三千、四千円とすれば、全部合わせれば約30億円近くのやっぱり水田で生産額

があるわけですね。30 億円近く。阿蘇市でやっぱり農業が、口でよく言われますけれども、基幹産業と。こういう水田関係ばかりでやっぱり 30 億円近くの生産額があります。

そういうことで、農業を振興していただきたいと思いますが、特別栽培米、阿蘇市においては、平成 12 年で県下でいち早く、農協もまだ未合併でございました。阿蘇市はですね。阿蘇市は農協が未合併でございましたので、今現在の阿蘇郡市一体となって行政指導型で阿蘇のコシヒカリを特別栽培米に取り組みました。そういうことで特別栽培米とはどういうものかを、まずは質問いたします。

また、平成 12 年、始まったときは、阿蘇のコシということで、熊本県経済連も嫌ったわけですが、阿蘇コシということで特栽培米を取り組みましたけれども、現在、J A阿蘇あたりを中心に特栽培米は何品種ぐらい取り組んでいるのかを、まずはお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、特別栽培米というふうなことでございますが、議員おっしゃいますとおり、阿蘇管内で平成 12 年度から取り組みが行われているというふうなことでございます。

内容でございます。農水省が策定いたしました特別栽培農産物、これについては米以外のすべての農産物でございますが、農産物に係ります表示ガイドラインというふうなものがございまして、これに従って栽培された米のことでございまして、基準といたしまして、このガイドラインにおける熊本県の慣行レベルというふうなものが別に定められております。この慣行レベルに比べまして、農薬の使用回数を 5 割以下、半分以下に落とすと。それから、科学肥料の施肥量を、これも 5 割以下に落とすと。落とした栽培方法で生産された米というふうなことでございます。また、J A阿蘇においても、議員おっしゃいますとおり、毎年、特栽培米の施肥基準を設けまして、その見直しも行っているところでございまして、肥培管理であるとか、栽培管理、水管理、それぞれの作業について定めているところでございます。

それから、熊本県内で現在 20 作柄ほどの特別栽培米の指定がございまして、J A阿蘇管内で 5 作柄というふうなことで確認をいたしております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 現在では 5 作柄だとお聞きいたしましたけれども、この資料の裏側にありますけれども、資料 2 にありますけれども、平成 12 年当時は阿蘇コシヒカリということで特栽培米を作りましたけれども、その頃はやっぱり魚沼を目指したわけです。阿蘇コシは、福島の会津のコシ、三重県の伊賀のコシと同時に、新潟に魚沼に追いつけ、追いつけということで栽培を始めました。農家の方々も魚沼に研修にもたくさん行っておられます。そういう中に、私は、熊本の県北のコシじゃなくて、その当時は阿蘇のコシをやっぱり九州はもとより、西日本一の産地を目指しました。そういうことで、特A米がなかなかここに表示が試食の食味試験がありますけれども、新潟、魚沼はもちろんですけれども、今は熊本県の阿蘇のコシという言葉ありません。県北のコシと。これ、県北のヒノヒカリ、これは鹿央とか山鹿とか七城あたりのことを言うんじゃないかと。そういう中に、食味試験は、福島の会津とか、三重の伊賀あたりのコシは特Aになっておりますけれども、阿蘇のコシや熊本の

コシは、県北のコシも特Aになっておりません。そういうことで、特Aの獲得に、この認定にぜひ頑張っていたきたいと思いたすけれども、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 議員から配布していただきました資料によりますと、ここにありますとおり、県北コシヒカリについては3年連続Aランクというふうなことでございます。なかなか特Aというふうな部分にレベルアップができないというふうなことでございますけれども。特Aの取り組みといたしまして、非常に条件がございまして、同一条件と申しましうか、ある一定の施肥基準であるとか、水管理、肥培管理等に基づくものがまず必要ということで、JA阿蘇につきましては、特裁米の基準は設けておりますが、同一基準というふうな条件については設けておりません。そういったものも影響している要因なのかなというふうなことでございます。また、JAさんも日々努力はしていただいておりますけれども、他産地でございますけれども、こちら配布していただきました福島、会津、それから三重の伊賀、また新潟の上越あたりの先進地あたりの特A地区のサンプリングあたりも当然やっていく時期にきているのかなというふうなことで、そういったものを活用いたしまして、少しでも阿蘇のコシヒカリのレベルアップを図っていく必要があるんじゃないかろうかということで考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 特にやっぱり福島は風評被害ですべての農産物、水稻まで含めて野菜あたりの農産物をやっぱり安全でおいしい農産物づくりに励んでおられます。そういうことで、特A米の、今、JA阿蘇も特Aプロジェクトということで形だけは立ち上げてあります。言葉だけあります。JAで特A米のプロジェクトというのが立ち上がっておりますけれども、何も稼働はしておりません。それで、県にも聞きましたけれども、高原農業研究所も二、三年前までは特Aの獲得に力を入れたそうです。しかし、ここ二、三年は何にもないそうです。ここで、やっぱり米作りについては、阿蘇市の基幹産業でございます。水資源の確保にもなりますので、市とJAと再生協議会と連携を深めて、先ほど課長が言われたように、先進事例あたりの研修も行って、やっぱり早期に認定ができますようによろしくお願い申し上げておきます。

ちょっと話は変わりますけれども、観光課あたりでもこのプロジェクトチームが立ち上がるわけですよ。そこのリーダーあたりを「然」に載せてもらうといいなと思って、この前、委員会では言いましたので、これが正式に立ち上がったときには、そこのメンバー、会長あたりを「然」にぜひ一応位置づけていただきたいと思いたす。そういうことで、早めに立ち上がって、九州一の産地になってほしいなと思っております。かねて私も言いたすけれども、生意気なことですけれども、かねて私は阿蘇市の農政を見ておりますけれども、口も出せ、金も出せと。口も出さん、阿蘇自己資金も出さんじゃどうしようもならんとですよ。だけん、良かったらやっぱり口も出して、金も若干でもいいから支援していただくなら、こういう認定あたりも早くとれるんじゃないかろうかと思いたすので、ぜひそういう研修あたりを深めていただくために、そういう特Aプロジェクトチームの立ち上げをぜひ一応よろしくお

願いを申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ありがとうございます。

現在、JAで特Aプロジェクトが立ち上げられておりまして、議員がおっしゃるように、活動が若干停滞しているというふうなことでございますけども、こういった特Aプロジェクト自体に再生協議会、また関係自治体、それから実需者ということで観光関係者等の方々もこういうプロジェクトに入っていて、議論していくのがまず必要であるかと思えます。そういった中で、議論した中でそういう部分で方向性がある程度見えてきた段階で、そういった市の支援といったものを検討していく必要があるというふうなことで個人的には考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 先般、広域圏で沖縄の研修に行きました。沖縄に研修に行ったとき、夜、宴会場に米会社を案内をいたしました。ぜひ阿蘇のコシヒカリを送ってくれということですけども、なかなか品物がないわけですね。それもやっぱり熊本県挙げて、行政指導型で沖縄で米の販売をしたわけですよ。そういう経歴がございますので、やっぱり行政の指針というのが一番消費地についても力がありますので、ぜひ強い支援をお願いをいたしまして、農業関係の質問は終わりたいと思います。

続きまして、農業関係はまだあります。これです。何が大事に思っても、私はまだまだ歳をとっても集落営農の代表をしております。勉強のためにしております。その中で、やっぱり全国そうですけれども、高齢化じゃなくて、高齢、担い手不足でどこの集落も本当将来どうなるだろうかという心配でございます。これは、全国どこでも同じですけども、その中でやっぱり農地の集積あたりを図るために、やっぱり集落営農を法人化をして、耕作放棄地がでないようにするのが当然じゃなかろうかと思っております。これは、私は行政は批判しません。行政は一生懸命に農政課、若い職員あたりは集落に出て来て、いろいろ説明会なるものを一生懸命やっております。残業手当あたりも遠慮なくとっていただきたい、やっていただきたいと思えます。そういうことで、諸般の報告の中にもありましたけれども、更にそういう法人化の育成あたりに力を入れていただきたいと思えます。これも、やっぱり金がちょっとあると助かるなど思っております。金が、そうしたら、担当の者が言うには、阿蘇市の予算化よりも中山間地あたりをちょっと予算を組み替えたらどうだろうかという言葉もいただいております。そこあたりも市の財政の予算計上ばかりじゃなくて、中山間地とか、そういうあたり予算の流用、流用するといかんばってん、そういうことも考えて対応していただきまして、法人化が進むようお願いをいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お褒めをいただきまして、誠にありがとうございます。

現在、法人化の状況を若干ご説明をいたしたいと思えます。平成27年に一部で農事組合法人が黒流地区で設立されておりまして、こちらが第1号でございます。その後、平成29年度に1地区、こちらは蔵原区でございますけども、27名、約130haということで法人化が

なされております。また、大規模水田経営法人ということで、山田で立ち上げが行われておりまして、非常に地域営農の体制といったものが、ステップアップが図られてくるものというふうに思っております。

また、今後も農地集積加速化事業を活用いたしまして、現在4地区ほどを対象に集落に向きまして、議員おっしゃるように、話し合いをやっている状況でございます。

また、今年度以降でございますけれども、3地区ほどまた予定をしております、非常に阿蘇市におきましては、集落営農に対する法人化が進んでいるというふうな、県下でもそういう状況を聞いております。

また、支援というふうな部分でございますが、中山間事業で水田条件整備でありますとか、集落営農に対する支援も行っております。そういった中で、そういった既存の支援策を十分活用していただきながら、状況次第では、そういったマンパワーと申しましうか、人を専属的な部分で中山間事業の費用で活用して、そういった法人化に向けた対応を図っていくというふうな方策も視野に、また中山間の委員会にそういった部分をお諮りしながら今後の検討策ということで考えさせていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） そういう金については、今言われましたように、中山間地あたりも、私も会議に出ますので、そのようになるといいなと思っております。

通告はしておりませんが、関連ですけれども、農地集積加速化事業、この中身をちょっとこれを簡単に説明をしていただきたいと思います。金は、ここでも予算はあるわけですね。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 熊本県の農業公社が本県の中間管理機構として位置づけられておりまして、そこで事業の展開ということで、農地加速化事業ということで活用させていただいております。先ほどご説明いたしました法人化の部分での支援策というふうな一つの位置づけもございますが、大きな部分については農地の有効利用でありますとか、農地の利用集積を図ることが、まず目的として大きなものが掲げられております。

内容的につきましましては、具体的に申し上げますと、農業を辞められる方が中間管理機構に農地を貸し出された場合に、経営転換協力金ということで10a当たり3万5,000円が交付されることになっております。貸し出した農地面積に応じまして、最大50万円まで交付金が交付されるというふうな制度でございます。

また、これまでの取り組みの実績といたしまして、平成26年から実施を行っております、現在、借り受け、貸し付け希望の農業者の方が現在19人ほどいらっしゃいまして、面積に対しまして約11haほどの部分が上がっております。それから、逆にその農地を借り受けたいというふうな経営体でございますが、現在127名、面積といたしまして約1,000町歩ほどの希望面積が出ているというふうな状況でございます。

こういった交付金、協力金あたりの交付金を活用して、少しでも農地の利用集積を図りながら、集落営農の法人化に向けた取り組みを積極的に展開してまいりたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今、課長が説明したような内容は、集落営農の代表者会議の中では説明をよく聞くわけですが。しかし、私たちは、帰って集落の中で説明はなかなかできないわけですね。そのためにも、職員の方々が協議会じゃなくて、市がやっぱり農業委員と一緒にあって、集落にぜひ足を積極的に運んでいただきまして、そういう農地の集積あたりができるといいなと思っておりますので、若い職員にも更に激励をしていただきたいと思います。これで農政関係は終わります。

畜産クラスター事業について質問いたします。畜産クラスター事業は、昨日今日とたくさん意見が出ておりますけれども、いろいろ意見はあります。私も大変厳しいんじゃないかなろうかと思っておりますけれども、裁判になっておりますけれども、市は当然応訴されておりますけれども、まずは裁判された要求はどんな、3つあったと思うんですね。七千何百万円の内訳を説明していただきたいと思っております。請求の内訳、まずはそれをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） こちらについては、5月23日の全員協議会でも内訳をご説明いたしております。再度ご説明をさせていただきたいと思っております。

訴状によりますと、原告の受けた損害というふうなことで、まずクラスター事業補助金として原告が受けられなかった補助金額ということで5,009万5,000円でございます。それから、事故繰越しを認めなかったことに、工事期間短縮に伴う、いわゆる突貫工事的な部分の掛かり増し経費というふうなことで1,566万円というふうになっております。それから、弁護士費用ということで657万5,500円、合わせまして7,233万500円というふうになっております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 相手方の要求は7,233万円の請求だということですがけれども、私も強く今議会で関心を持ってございましたけれども、凍結と、事故繰越し、明許繰越しについてはよく説明を受けましたけれども、議会制度の中で弁護士費用は今議会に議案で提出しても良かったんじゃないかなろうかと思っておりますけれども、そのような考え方はいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 申し訳ございません。先ほどのご質問にちょっと訂正をさせていただきたいと思っております。7,233万500円というふうなことをご説明をいたしましたけれども、実は、仮に原告に支払う場合に至った場合の利息的な部分も含めまして、これが年5分というふうな割合で示されておまして、こちらを含めまして7,393万500円というふうになっております。失礼しました。

それから、訴訟に伴います弁護士費用の予算計上についてでございますが、これについてはこれまでもご説明を行っておりますが、今回は阿蘇市が訴えられた状況でございますので、非常に緊急性あたりも必要になってまいります。それから、地方自治法第96条でも、先般ご説いたしたとおり、阿蘇市が提起する場合については議決が必要というふうなことでご

ざいまして、阿蘇市が訴えられた分でございますので、緊急性あたりを鑑みまして、議決の分から規定がないところでございますので、今回はそういった部分で弁護士委託料ということで予備費から充用をいたしております。また、原告からの提訴を5月2日に行われたところでございますので、通常1週間程度を経て訴状が届くわけでございますので、時間的にも非常に補正予算による予算計上がその対応ができないということで、今回は予備費から充用をいたしております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 5月18日に訴状がきたわけですがけれども、役所から言えば、やっぱり期間がなかったということですがけれども、我々議会議員とすれば、議案に提出してほしかったなと思っております。

そういう中ですがけれども、クラスター事業については、いろいろたくさんの意見がありますけれども、司法の場に任せるほかしかないわけですね。司法がどういう判断が出るかわかりませんが、私はとても厳しいんじゃないかなと私なりに判断をしております。そういう中ですがけれども、移転を求める七千数百名、五百名近くの要望はまずは移転をしてくださいというのが第1の要望だったろうと思います。環境がどうのこうの、第2の署名要望の第2の要望はどのような解釈をしておりますか、これをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 地域住民の方々の署名の要望ということで、環境といったものもございました。今回、畜産環境保全の条例も制定させていただいたところでございますけれども、具体的には、今後、法令の手続きあたりはまだ残っている部分もあるようでございますので、そういったものを当該法人にしっかり提出をしていただく協議を進めてまいる部分、それからこれについては非常に現在応訴することにいたしました関係で、なかなか細かい部分については、現時点ではなかなか申し上げるところが難しいところもございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 私も資料を持っておりませんが、移転を求める署名の中で1と2がありましたけれども、2番目の問題について、課長、持っていますか。どのように書いてありますか。それを読み上げて、どのような対策をしたらいいのかをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 失礼いたしました。

請願書ということでございまして、まず1つ目が、住宅の近く、及び運動公園に隣接する大規模牛舎建設予定地の移転実現に向けて関係機関へ強力に指導を要請することということがまず1つ。それから、2つ目が、大規模牛舎建設は、市民の生活環境を十分に配慮して建設するよう関係機関へ強く指導・助言することというふうなことでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） わかりました。課長、それでようございます。

最後に、市長にお願いでございますけれども、米政策について、どうしてもやっぱりこの

阿蘇は標高 500m 地帯で東北並みの高冷地ですね。やっぱり米作りには適地だと思います。そういうことで、先ほど課長にも言いましたけれども、積極的な支援をいただきまして、特A がとれるといいなと思っておりますので、市長を先頭にそういうプロジェクトあたりを動かしていただきたいと思っておりますので、米政策について市長にお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 佐藤市長。

○市長（佐藤義興君） 先ほどから議員の農業に対する、特に米に対する思いというものをしっかりと拝聴させていただきました。それと同時に、私ども行政からも前向き姿勢で取り組んでいくということはお聞きとられたと思いますから、阿蘇市は農業と観光、だから、そういう意味の両兵器をしっかりとこれからもやっていきながら、お互いに関連性のあるところは協調し合うということを含めて、少しでもまたいい方向に進むように努力していきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 市長から農業も観光も心強い言葉をいただきました。

これで、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。

40 分から再開しますので、議員の皆さん、よろしく願いいたします。

午前 11 時 30 分 休憩

午前 11 時 40 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、皆さん、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

10 番議員、大倉幸也君の一般質問を許します。

大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 10 番議員、大倉でございます。お昼にかかりますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、私の一般質問を行いたいと思います。

まず、1 番目に通告しております阿蘇市の使われなくなった建物の今後についてということでございます。まずは、近年、統廃合を繰り返して、新しい小中学校、保育園等でできておりますけれども、まずはその大まかな沿革、阿蘇市の廃校、廃園になって、現在残っている建物等、お教えいただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） お疲れでございます。ただ今ご質問のありました件につきまして、教育課所管分でありますところについてご報告をいたします。

合併前からの引き継ぎ財産を含めまして、現在、阿蘇市における閉校した施設は 12 箇所でございます。そのうち、建物につきましては、校舎であったものが 11 施設、体育館が 12 施

設、プール 10 施設が残っている状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） それでは、福祉課所管を説明いたします。

廢園の施設でございますが、所有権を市がもつ施設として 3 施設ございます。まず、旧内牧北部保育園、それから内牧の南部保育園、それから黒川東部保育園の 3 つでございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 保育園については 3 施設ということで理解いたしました。小学校は校舎が 12 ということで、プールと体育館といろいろ言われましたけれども、現在、旧波野から旧一の宮、旧阿蘇町と利用されている施設、校舎、運動場、体育館、その利用状況等、よろしく願います。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の質問についてお答えをいたします。

現在の利用状況ということでございますが、校舎であったもの 11 施設中、民間に貸し出しや社会教育施設として利用しているものが 7 施設、残り 4 施設が未利用ということでございます。残り 4 施設のうち 2 施設につきましては倉庫等の活用をいたしておりますので、実質 2 が未利用というふうな状況でございます。

体育館につきましては 12 施設中、社会体育施設及び民間に貸し出しているものが 8 施設、残り 4 施設が未利用ということでございます。この体育館につきましても、残り 4 のうち 2 施設につきましては同じく倉庫等の活用をいたしておりますので、実質 2 が未利用というふうな状況でございます。

プールにつきましては 10 施設ございますが、防火水槽としての利用、また夏場のプール利用等の貸し出しを行っておる部分を含めまして 5 施設でございます。残り 5 施設が未利用というふうな状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 具体的に今お尋ねしたんですけど、旧波野から一の宮、阿蘇町の施設で、どういった利用がされているか、細かいところはいいですけども、今言われた箇所について利用の状況をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 各施設いろいろ利用状況ございますが、まず波野あたりで貸し付けをしている部分につきましては、校舎であったり、体育館の部分、民間に貸し付けを合併前から行っている部分がございます。それと、旧一の宮で言いますと、宮地小学校あたりは倉庫というふうな形での利用をいたしております。それと、教育委員会が直轄で管理をいたしております施設としましては、適応指導教室であったり、今現在、世界文化遺産登録の推進室というふうな事務局もございます。それと、法人あたりに貸し付けをして、子どもサポートセンターあたりの利用をされているところもございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 利用されているところはいいんですけど、空き施設がいくつかある

ということで、今後、空いているところは、計画があるのか、ないのか、取り壊しも含めて、全体的な感じでいいですけど、どう思われているのか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 未利用施設につきましては、当然、利活用計画の中で検討して、方向性が決まれば、解体というふうなところも発生をいたしますが、今のところまだ具体的な部分が決まっておりませんので、解体等も含めて、未利用の部分についてはそのままの状態に管理だけを行っているというふうな状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 今、管理と言われましたけれども、施設、小学校であったり、保育園であったり、施設の管理ということでお尋ねをしたいと思いますけれども、現在の管理状況を外構、外側の草取りであったり、樹木の剪定であったり、それから内部の清掃であったり、貸し付け、利用されているところはそういったところまで行っているのか、それか業者に委託して行っているのか、市が直接行って何かやっているのか、そういうところをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の件についてお答えをいたします。

現在、管理をしている施設が12施設ございますが、議員がおっしゃられましたように、貸し付けをしている施設につきましては、除草、それから簡易な剪定等も含めて、貸し付け側に管理を含めておる施設が4施設ございます。それから、草刈りとか、そういった部分の管理委託をお願いをしている施設が3施設、残りの5施設につきましては、教育課で直接管理をいたしております、除草作業、それから簡易な剪定・伐採等を行っているというふうな状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 先般、3月ですかね、日田課長が、学校はどこかわかりませんが、剪定作業中に怪我をされたということで、その後、教育課が直轄で行っているその施設の中だろうと思いますけれども、学校が終わった時点で終わりじゃなくて、やっぱり市の建物、市の施設ということで、管理はやっぱり続けていかなんいかんと思っています。だから、そういう雑草、樹木の管理、特に宮地小学校なんかはまだ1、2年ですかね、本当に外側から見れば、松の木なんかはぼうぼうとして、道路には木がはみ出して、スーパーみやはらさんが隣におられますけれども、迷惑してるんじゃないかと思います。そういうぱっと見て、私どももせっかく阿蘇神社周辺の整備事業とか環境の保全条例とか、いろいろ今決まっておりますけれども、そういうところが一番大事じゃないかと思います。やっぱりきれいにしていかなんところはきれいにしていかなん、学校が終わったから終わりではない、そう思います。PTAとか地元の人たちもみんな、学校が廃校になるまでは、みんな記念碑をつくったり記念誌を作ったり一生懸命なんですけど、終わったとたんに、行政の人たちもそうかもしれないんですけど、今までは業者に委託して剪定をしてきれいにしとった学校は、ぱっと変わる。波野とかも本当に草に埋もれているんじゃないか、波野方面の学校はですね。そんな見たら、

感じがしました。だから、やっぱりそれを維持していくということが大事じゃないかと思えますので、今後、そういう日田課長が怪我をされたこともあるんですけど、業者はたくさんいます。地元でですね。そういう人たちにも協力してもらって、委託をして、完全に年間で今までどおりにしろというわけでもないし、また利用されているグラウンドゴルフ、ゲートボールで利用されている老人会の人たちの力も借りて、少しでも何かきれいに維持をしていったらどうかと思えますけど、その辺は全体的にそういうのを考えていかなんと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ご指摘のとおり、作業については、教育委員会が直接管理をする部分については職員で行っております。今回、ちょっと事故等も発生をいたしておりますけれども、特殊的な作業については、今からやっぱり財政当局とも打ち合わせながら、やっぱり専門的な技術を有する部分については、おっしゃられたとおり、地元にもそういった業者さんいらっしゃいますので、委託をしていくというふうな方向性で考えていきたいという具合に考えております。

それと、全体的な除草管理につきましては、議員がおっしゃられましたとおり、地元で利用される分については、地域の方が一生懸命管理をされるところもありますし、未利用のところにつきましては、当然、年に数回、草刈り等を実施しなければ、かなり雑草が生えるというふうな状況もありますので、そういった部分については、従来どおり職員で雑草処理等はやっていきたいという具合に考えておりますが、地域の方々といろいろお話をしながら、今後もいろいろ統廃合による学校の跡地の検討の中で、そういった部分については、景観にそぐわないような形での管理ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 校舎は、昭和の時代、やっぱり山田小学校は昭和53年か、そのくらいに建ったということで、耐震もまだ耐震補修なんかもされていると思えますけれども、完全に壊さなんいかん、解体した方がいいという建物は、どのくらいありますか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 耐震の部分につきましては、廃校になったところにつきましては、当然、耐震のないところもありますけれども、解体につきましては、相当の費用がかかります。財源的な部分もありますし、先ほども申しましたように、跡地の利用が確定をすれば予算計上して解体あたりもやるということですが、目的が確定をするまでは、建物等については未利用の部分につきましては安全性を保ちながら継続した管理をしていくというふうなところでございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 今、1番、2番、3番まで終わったところですけども、4番目に書いてあります、今度、来年の3月で廃校になります山田小学校についてということですけども、山田小学校は、今後の利用計画等はございますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○**教育部長（市原 巧君）** 山田小学校につきましては、来年度、内牧小学校との先行統合に向けて、現在、閉校準備委員会が設立をされております。教育委員会としましては、閉校後の山田小学校の利活用につきましては、体育館及びグラウンドにつきましては、社会教育施設として現在も利用されておりますので、今後も広く一般に開放して活用していくというふうな計画でございます。また、体育館につきましては、災害時の避難所としての位置づけもあり、地域の防災拠点というふうなところも認識をいたしております。校舎につきましては、幹線道路にも近く利便性もあるというふうに思いますので、今後、公有地活用に伴います庁内の検討委員会等で協議を重ね、今後の方向性を模索していきたいというふうに考えているところでございます。

○**議長（藏原博敏君）** お諮りいたします。やがて 12 時になりますが、10 番議員、大倉幸也君の一般質問の時間がまだ残っておりますので、このまま続行したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（藏原博敏君）** それでは、このまま続行いたします。

大倉幸也君。

○**10 番（大倉幸也君）** この前から閉校委員会で私も出席していろいろ話を重ねていますが、やっぱり皆さん一番関心があるのは、記念碑のことも記念誌のことも閉校の式典のこともいろいろ話があるんですけども、やっぱり山田小学校の今後ということで、跡地の利用が一番みんな気になっているんじゃないかと思います。区長さんたちから、「こら、小学校は、こんあとどやんすつとかい」、いつも言われます。「ちゃんと、あたどんな議員だけん、ちゃんとそこら辺はね、ちゃんとしとかなんいかんよ」と言われます。だから、山田だけ私が言うのはいけないんですけど、全体の利用としてちゃんと学校があるあいだというか、使われるあいだは何かの形で公民館でも地域の寄り合いの場所でも、それから民間に貸し出しても、合宿場に使ってもいいと思います。何しろそういう方向性、そういうところを早めに決めていかなければ、中はぼろぼろになって、カビが生えて、立ち入れなくなるような感じがいたしますので、たったそれも 1 年、2 年のあいだにそうなると思います。ですから、早めに検討していただいて、次の方向性というか、少しでも早く示していただきたいと思えますけれども。

○**議長（藏原博敏君）** 教育部長。

○**教育部長（市原 巧君）** 跡地利用につきましては、先ほども申し上げましたように、体育館、グラウンドにつきましては、社会教育、社会体育施設としての利用が今後も継続してということですが、校舎につきましては、先ほども言いましたように、利便性の非常に高い場所だというふうに認識をいたしております。阿蘇市内の他の校舎もいろいろ法人とか、民間の方での借受申込み等がありますので、今回いろんな部分で山田小学校が閉校になるということがわかっておりますので、そういった申し込みがあれば、有効な活用ができる部分については、先ほど言いましたように、庁舎内の検討委員会の中で審議をしながら、有効活用に向けて取り組みをしていきたいという具合に考えております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） なるべく早くそういう方向性を示していただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。5番目の波野支所の解体撤去はということで、現在、波野支所が新築になりつつあります。それで、今の古い建物、地震によってちょっと危険な建物となっておりますけれども、それは解体撤去の方向性だと思うんですけど、いつ頃そういう行方計画ですか。

○議長（藏原博敏君） 波野支所長。

○波野支所長（加藤勇二郎君） お疲れさまでございます。

それでは、波野支所庁舎につきまして、お答えをさせていただきます。

現在の庁舎につきましては、建設から既に55年ほど経過をいたしております、更に熊本地震の際の応急危険度判定で要注意ということで判定をされましたことから、今後、解体するように計画をしているところでございます。

解体の時期につきましては、荷物等の運び出しもありますので、新しい庁舎完成後、来年度以降に計画をしているところでございます。ただ、現状、解体経費も地震のあと、非常に高くなっている状況でございますので、解体時期も含めて、そのあたりは財政と協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） じゃあ、まだ解体の日取りとかは決まってないわけですね。

○議長（藏原博敏君） 波野支所長。

○波野支所長（加藤勇二郎君） あくまで来年度以降に計画をしているところでございまして、まだ正式には決まっておられません。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 大体、地震があつて危険な建物ですから、何かこの前もほかの議員さんが言われていましたけれども、何か解体のあれにのらんだったのかなという感じで思っていますけれども。今、社協に間借りをして、新庁舎の建設を待っている状態ですけれども、大体言うなら、古い建物を解体して、そこに建てたほうが良かったんじゃないかと、予算の関係もいろいろありますけれども、そうしたら跡地利用も考えなくていいと思いますけれども。波野支所の今後の跡地についても今計画中であると思いますけれども、こういった使われ方をされますか。

それから、その周辺もいろいろ市有の土地が建物があると聞いていますけれども、そういった全体的なあの周辺の考え方は、どうなっていますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 波野支所長。

○波野支所長（加藤勇二郎君） まず、元の場所に壊して建てれば、そういう方法もあったんじゃないかということでございますけれども、もちろんそういう方法もございます。ただ、今回計画いたしましたのは、せつかく建てるのであれば、より住民の方が利用しやすいように、利便性がいいように、保健センター、診療所、または郵便局等が近くに集中しております。

す現在の保健センター敷地内に建設を計画したところでございますので、よろしくお願いたします。

それから、庁舎跡の跡利用につきましては、現段階ではまだ検討には至っておりません。地域の方が良かったなと思っただけのような跡地利用となるように今後検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 先ほどから全部同じような内容ですけども、早めに処分しないとずっと残っていくような感じがしますので、よろしく解体を急いでいただきたいと思います。

それでは、6番目の質問に移りたいと思います。いこいの村等、ひのくに会館、それから夢の湯、閉館していたり、それから事故によって今休業というところもありますけれども、その今の管理状況はどうなっているかということでお尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） まちづくり課所管からご説明申し上げます。

いこいの村につきましては、いこいの村の施設管理としまして、荒廃等を防ぐと、また防災上、防ぐために、事故を防ぐために、施設管理としまして草刈り等の委託をしております。それと、建物等につきましては、屋根、雨どいに詰まりました雨水、土砂の撤去作業をまちづくり課の職員でやっているという状況でございます。

夢の湯に関しましては、今現状、休館しておりますが、最低限の館内の維持管理という形で、夜間警備であったり、植栽の管理、合併浄化槽の維持管理等をやっているという状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 総務課からは、ひのくに会館の管理状況についてということでお答えさせていただきます。

まず最初に、取得が、こちら平成23年に東日本大震災が起こったということで、そちらの方々を受け入れる先として取得したというような経緯がありますことから、総務課で防災上の活用というようなことで今管理をさせていただいておるといようなところでございます。

今の現在の施設の跡地の管理につきましては、建物周辺の環境保全というようなことで、内牧支所の職員が直接管理を行っております、年3回程度まわりの植栽とかいうようなところの剪定、それから雑草を刈り取ったりというような管理を行っておりますといようなところでございます。

建物等につきましては、昨年度も見回りを行っておりますが、平成24年にやはり水害がございまして、中が非常に厳しいというような状況、それから平成28年の地震によりましてやはり損壊を受けておるといようなところで、現状のままで活用はちょっと厳しいというような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 今、説明受けましたけれども、いこいの村もひのくに会館も現状では全然使われないと。昨日もいこいの村、ちょっと見に行ってきましたけれど、とても中も

入れるような状態じゃないと。外も獣がうろうろしているような状態です。ですから、この維持管理は、裁判中であろうと、まだ建物の利用が決まっとらんでも、維持管理だけはちゃんとしていかんと、せっかく阿蘇市がやっぱり住民の方に空き家の利用とか廃墟とか、そういうのをなくすようにいろいろ指導しておりますけれども、結局、保育園も小学校も、中学校はないんですけど、ひのくに会館、こういう施設、廃墟がどんどん増えているような気がいたします。見た目だけでもやっぱりきれいにして、これは何かあったときにはさっと使われるばいなと住民が思えるような場所にしていかなと、ただ阿蘇神社の周辺でも何でも新しいのはきれいなのができるかもしれませんが、やっぱり古いのもすぐ取り壊す予算はないとわかってますけども、やっぱり大事にしていかなと、いざというときに災害があったときに、災害対応とか、そういうのが全然またできないんじゃないかと思います。ですから、必ずこういうところはきれいに保つというか、裁判中であっても、全然見通しが立ってなくても、夢の湯の天井が崩落して現在お客さんもいませんけども、やっぱりきれいにだけはしとかんといけないと思っております。ですから、今後こういうところ管理状況と計画は市が直営というか、総務課とか観光課とかまちづくり課とかで、教育課もですけど、職員さんを出して管理しておられますけれども、やっぱり素人は本当に危ないと思います。ですから、予算を立てて、少しでもきれいに市民の皆さんが、やっぱりさっきも言いましたように、こら何かあったときにぱっと使われるばいと思えるような管理の状況をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。まずは、市民の目につくところをきれいに保つというようなことが大事であると思います。財政サイドからも必要な経費は必要に応じて当然準備していくというようなことが必要になってくるかと思えます。そういったところも視野に入れながら、費用はなるべくかからないほうが一番好ましいところがございますので、いろんな管理の方策を検討して今後進めていきたいというふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 今後の計画ということで、夢の湯のこと、先日から夢の湯の跡地利用とか今後ということでみんな質問がございますけれども、温泉も市、それから土地も市、市有が望ましいということでおっしゃられましたけれども、そのことがわかっているなら、今後早めの対応をしていただきたいと思っております。

土地の持ち主、先方さんとのこの事故に向けての話し合いはされましたでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 先方とのどういった状況かということなんですが、現契約に基づいて、これまで今2回ほど接触をして、1回に当たり1時間から2時間程度の話をしているという状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 内容は言われるところだけでもいいですけど、その契約の確認というところですかね、今は。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 交渉事でございますので、ちょっと内容については控えさせていただきますと思います。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） やっぱり早めの対応が一番じゃないかと思っております。やるにしても、やらないにしても、早く方向性を見つけて、やっぱり坊中の人とか市民の関心が高いところですから、早めに決着をつけて、温泉を再開するなり、また別なところにちゃんとするなり、早めに方向性を決めていただきたいと思います。その点、状況というか、早めに決着がつきそうですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） なかなかやはり相手があつてからの交渉という形になりますので、私どもも時間がある限り先方の時間を取っていただいて、接触を数多く進めて、協議を進めていきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） なるべく早く方向性を見つけていただきたいと思います。頑張ってください。よろしく申し上げます。

続きまして、畜産クラスター事業についてということで質問いたします。よろしく申し上げます。

昨日も今日も畜産クラスター事業についていろいろ議員の皆さんから質問が相次いでおりますけれども、今回、畜産環境保全に関する条例の案が可決をされましたけれども、その中には罰則規定というものはありませんけれども、今回の件で国の補助金の凍結ということで、私どもから一般の人、市民、私も含めてですけれども、それは罰じゃないかというふうに思いますが、それを課した理由はこういった理由ですか。

○議長（藏原博敏君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） 失礼します。ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

今回、可決いただきました阿蘇市畜産環境保全に関する条例でございますけれども、これにつきましてはやはり畜産の振興も図る必要があるというところなんですけれども、やはり今の国も示しておりますけれども、やはり地域との協調といいますか、理解といいますか、そういったところがなければ畜産の振興は図られないということを国も明確に計画書等の中で示しております。そういった中で、今回、地域住民等もあまり知らないうちに大規模な畜舎が建設されるというような状況に至ったものですから、こういったものを未然に把握して、それらの調整ができれば、将来のトラブルが防げるんじゃないかというようなことで、今回こういった条例を制定させていただいたところでございます。

今後につきましては、例えば 1,000 t 以上というのが一つの基準になっておりますけれども、いわゆる牛でいうならば 100 頭、これを 1 人の農家さんが現状、例えば 80 頭飼っていると、それから増やすために、増頭するために畜舎を 3、40 頭分増築するというような分は、合わせたら 100 頭超えるということで、それについては事前協議ということで、事前に市も

把握して、地元の方たちとのそういった意見の調整等ができているのか、あるいは条件、あるいは協定、そういったものが必要ならば、そういったものを作っていくことを手助けしていきたいというようなことで制定したところでございます。

先ほどお話がありました罰則というようなところでございますけれども、補助金の凍結につきましては、私どもとしては罰則というふうには思っておりませんで、あくまでも補助金の手続き上、住民の事前説明等が全くされていないというようなところもありまして、手続きに瑕疵があるのではないかということで補助金の支給を結果として止めたというようなことでございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） わかりました。罰則じゃないということで、私たちは何か罰則のような感じがしますけどですね。

今後、裁判でいろいろ明らかになってくると思いますけれども、市民の皆さんの関心、勝った場合はいいんですけれども、負けた場合、7,392万何千円ですかね、それは市が払うわけですかね。

○議長（藏原博敏君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） 市としましては、今回の訴えに対しまして応訴するというようなことで、私どもの主張と相手の言い分に食い違いがあるということで応訴するというのでこれから裁判になっていくところでございます。この裁判につきましては、裁判の中で阿蘇市の考え方、主張をしっかりと主張してまいりたいというところでございます。その先の仮定につきましては、ちょっとなかなか考えてないというところでございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 負ける気持ちでいく人はいないから、やっぱりなるべくちゃんと勝ってもらってというか、市の言い分を通してもらって、やっぱり市民の税金からの負担を出さないように、そういうのは絶対避けるべきだと思っております。ですから、七千万円も市民の税金を使って負けるというようなことを絶対しないようによろしくお願いします。

それは市民への説明もこれからやっていかれると思いますけど、こういった形でそういう説明をされますか。

○議長（藏原博敏君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） 裁判につきましては、これから裁判に入るということで、ある程度見通しが立たないと市民への説明等もできないのではないかなというふうに考えております。ある程度方向性、あるいは決着がついた時点で、説明等はしていきたいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 大体全部質問終わりましたので、これで私の一般質問を終わりにしたいと思います。お疲れさまでした。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君の質問が終わりました。

このあたりで午前中の会議をとどめたいと思います。午後の会議は、午後1時から再開い

たします。

午後 0 時 20 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（藏原博敏君） 皆さん、お疲れです。ただ今から午後の会議を開きます。

8 番議員、森元秀一君の一般質問を許します。

森元秀一君。

○8 番（森元秀一君） お疲れさまです。8 番議員、公明党、森元秀一です。通告に従い、質問をいたします。

災害から 2 年 2 箇月、現状の復旧・復興状況を簡潔にご答弁ください。

そして、もう 1 点、新聞報道に県内市町村、災害時計画、人員、ノウハウ不足が影響して B C P 策定進まずとありましたが、これから梅雨、台風、大雨の時期を迎え、災害対策、重要な問題です。市町村の業務継続計画、内閣府は東日本大震災などを教訓に早期の策定を要請している。中核となる重要 6 要素は、1、首長不在時の代行順位と職員参集体制、2、代替庁舎の指定、3、電気や職員用の水、食料の確保、4、多様な通信手段、5、重要データのバックアップ、6、非常時優先業務の整理。法的な策定義務はないが、国は災害対応を定めた地域防災計画を補完する計画として位置づけしています。阿蘇市の進捗状況をご答弁お願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

まず、復興の状況ということでございますが、先だつての市長の諸般の報告にもございましたけれども、全員協議会で 5 月 25 日現在ということで資料をお渡ししておりますが、その部分につきまして、かいつまんでご説明させていただきたいと思ひます。

まず、公共土木の災害復旧状況につきましては、96%が発注済というようなことになっておりまして、そのうち 67%が竣工というような形になっております。平成 30 年度内の完了に向けまして工事を進めておるといふようなこととございます。

次に、上下水道の部分でございますが、こちらにつきましては、上水道につきましては、大正橋、それから下鶴橋、その橋の架け替え工事に伴います部分が残っておりまして、それから内牧の 1 箇所、合計 3 箇所が上水道の部分はまだ完全復旧といふような形には至っていないといふような状況でございます。

次に、仮設住宅の状況でございます。こちらにつきましては、池尻の平成 24 年の水害から使っております再建支援の住宅 15 戸を含めまして、116 戸が設置されておりますが、これまでに 46 戸の方々が退去されております。しかしながら、その後も入居等もございまして、現在 93 戸が入居中といふような状況になっております。また、みなし仮設の住宅につきましても、現在も引き続き 118 戸の方々が契約中であるといふふうになっております。これらの方々の移転先といたしまして、市内の 4 箇所に災害公営住宅といふようなことで建設着手を進めておりまして、新小里、こちら 21 戸につきましては、今年度内に入居できればといふような

形で進めておるといふことでございます。

また、家屋等の公費解体という部分につきましては、約 900 棟ございましたが、これについてもすべて終えておるといふような状況でございます。

また、農林畜産の関係につきましては、農地は約 1.3%、これ 3.42ha ぐらいがまだ未契約という形で少々残っておるといふようなところでございますが、こちらにつきましても、随時発注をかけております。

また、原野等におきましては、13 の牧野組合で防火帯、それから牧道、牧柵等が復旧しております。また、本年度も J R L の事業などを活用しまして、牧道整備、それから牧柵の復旧が 9 つの牧野組合で計画しておるといふような状況でございます。

最後に、公共施設についてなんですが、波野支所と阿蘇西小学校、こちらが本年度建て直しに着手しておりました、来年度中に供用開始ができればというところで進めておりますところでは。

全体的なところにつきましては、市が行います工事関係につきましてはほぼ平成 30 年度中に完了を予定しておりますけれども、住まい再建、そういった部分につきましては、来年度以降も引き続き行っていくという形になっております。

また、2 点目の災害時の業務継続計画と言われます、BCP の計画につきましてはなんですが、本市の策定につきましては、現在、庁内の会議で策定作業を進めておりました、特に首長の不在時の明確な代行順位、そういったものにつきましては、防災計画の中でも既に位置づけられておるといふような部分でございます。非常に作業に時間を要しますが、一番最後に議員のおっしゃいました、非常時優先業務の整理という部分が膨大な事務量が残っておるといふような部分でございます、その部分につきましては、現在、各課と作業を進めておるといふような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8 番（森元秀一君） 先日の新聞では、早期作成ということ、2 つしかできてなかった。首長不在時の代行順位と、多様な通信手段でしたね。あと、今追々にできてきたということで、6 の非常時優先業務の整理だけというふうなことで安心しました。

本来、この業務継続計画の効果というのは、市町村や都道府県などの地方公共団体が BC P を作成することによって地域防災計画や防災マニュアル、あまり行動されてこなかった、被災した際にどうしてもやらなければいけない重要な業務を特定して対応手段をまとめることができます。こうすることで災害直後の混乱時期において行政が機能不全になることを避けて、災害時に行わなければならない業務を遂行できるとともに、いち早く復旧・復興することができるというふうな効果があると聞いております。BC P で一番大事なことは、策定後も継続的に見直し、実践的な訓練を通して非常時に機能するかどうかであると思います。市民の安心・安全な生活のために策定を早く進めるように要望しておきます。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 我々も一日も早くこういった計画ができあがりすように努めていきたいというふうに思います。

ノウハウが不足というような部分が新聞報道で言われておりますが、阿蘇市では平成 24 年の水害、それから平成 28 年には大きな地震の被害を受けております。そういったこれまでに経験したことを、これはやらなければいけないという、今、幸いにもそういった情報を職員が持っております。これを後世に残していくというようなことも必要であると考えておりますので、それらを盛り込んだ計画にしていきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 頼もしい答弁、どうもありがとうございました。

次に、本市の食品ロス削減に向けての取り組みをお伺いいたします。世界で約 8 億人、日本の人口のなんと 6 倍の人が栄養不足状態になっている一方で、食べられる状態なのに大量に捨ててしまう食品ロスが近年大きな社会問題となっております。

国際連合食糧農業機関の報告によりますと、農業生産から食品に至るフードチェーン全体で世界の生産量の 3 分の 1 にあたる約 13 億 t が無駄に廃棄されていると言われております。

2015 年 9 月、国連で採択されました、21 世紀の国際社会が見直すべき新しい共通目標、持続可能な開発目標の中で 2030 年までに世界全体の 1 人当たりの食料廃棄物の量の半減と食品ロスの減少を達成することが掲げられております。

また、農林水産省の 2014 年推計によりますと、日本では年間約 2,775 万 t の食品廃棄物が発生しており、このうち約 632 万 t が食品ロスと推計されております。これは、国連が食料難に苦しむ国々に援助している総量のおよそ 2 倍にあたりと伺っております。同年度の農林水産省と環境省の推計によりますと、食品関連事業者から出ている食品ロスと家庭からの食品ロスはほぼ半数ずつであるということです。

我が公明党は、平成 27 年に食品ロス削減推進プロジェクトチームを立ち上げ、食品ロスを減らすための取り組みを加速させてきました。今や食品ロス削減は世界の共通の課題でもあります。その一方、NPO の活動としましては、賞味期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者への無償提供するフードバンクも各地で広がりを見せ、ネーミングも有名になってまいりました。

そこで、まず学校や幼稚園、保育所など、教育施設における学校給食や食育、環境教育などを通じて食品ロス削減のための啓発を進めていただいていると思いますので、小中学校や幼稚園、保育園において食品ロス削減のための啓発の取り組み等の現状についてお伺いをいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今のご質問について、教育課所管分についてお答えをいたします。

まず、小中学校における食品ロスにつきましては、小学校、中学校、学校給食に関することとしてお答えをさせていただきたいと思っております。学校におきましては、食育推進としまして、給食の食べ残しをなくす取り組みを行っております。例としまして、啓発を兼ねまして、保護者の方に給食の試食会を開催する、また実際に子どもたちと同じものを食べていただくというふうな取り組みを行っております。また、子どもの給食を食べる様子を見てもらうな

どの取り組みも併せて行っているところでございます。こういった食事の大切さを通して、家庭での食事のあり方や食べることのありがたさを学ぶことを目的に実施をし、児童、生徒、保護者への啓発を行い、食べ残しがないような取り組みを行っております。加えまして、学校ごとに違いはありますが、給食時の分量調整などを行い、食べ残しが発生しないような取り組みを行っております。また、学校の授業としましても、教育活動の中での食育ということで指導を行っております。今後も食べ残しをなくすための啓発活動、取り組みなどを継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） それでは、福祉関係の保育園についてご説明します。

保育園におきましては、年齢が0歳時から5歳児までと、大きい中で成長の様子を加味しつつ、園児に必要な食事量を求めて、調理くずとか食べ残しがないように食育をしているところでございます。また、作物の栽培、収穫等を園児が行うことで、食物の大切さを教育、啓発するとともに、市の栄養管理士が保育園の食育業務に関わっておりますので、更なる啓発等に取り組んでいるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 食育や環境教育の取り組みで、家庭、食品ロス削減のための啓発が最も重要だと思っております。今後も小中学校や幼稚園、保育所での食育や環境教育などを通した食品ロス削減のための啓発に取り組んでいただき、更に各ご家庭への啓発をよろしくお願いしておきたいと思っております。

次に、宴会の食品ロス削減3010運動の普及についてお伺いをいたします。

宴会や会合の中には、会が始まるとすぐにお酒をつぎまわってしまい、出された食事には僅かにしか手をつけないうまま、最後に万歳をして、そのまま帰ってしまうという事例も少なくはないようです。

既に日本の先進的な自治体では様々な食品ロス対策が行われておりまして、3010運動は2011年に松本市でスタートし、宴会の食べ残しを減らすため、宴会の乾杯後の30分は自席で料理を楽しみ、終了10分ぐらい前になると幹事の人から呼びかけ、出席者が自席に戻り、残った料理を食べるのに集中するという運動を進めております。

執行部もご存知だと思いますが、宴会では多くの食べ残しが発生をしております。特に男性が参加する場ではおいしい料理がたくさん残っているようです。このため、農林水産省、環境省、全国の自治体では、ノーフードプロジェクトが食品ロスを減らすための運動に取り組んでおりまして、国においては、2017年から飲酒や歓談に熱心になるあまり、料理を残しがちな宴会で食べ残しをなくすように呼びかけ、おいしい食べきり運動3010運動の普及啓発に取り組むということでもあります。同様の食品ロス削減運動は全国に拡大をし、環境省のまとめでは、2017年に29都道府県と83市区町村で実施されているとのことでもあります。

このような食品ロス削減3010運動の普及啓発につきまして、本市でもぜひ取り組んでもらいたいと思っておりますが、ご見解を承ります。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） ただ今のご質問にお答えいたします。

本来、食べられるにもかかわらず廃棄をされています食品につきましては、市議が言われるとおり、大変今問題になっているところでございます。食品ロスの削減に関しましては、熊本県では、熊本食べきり運動、それから九州食べきり協力店の登録等、それらの取り組みが実際行われております。

本市におきましても、これらの取り組みを広報で周知をしたり、市の職員に対しまして、忘年会シーズンに食べ残しゼロを呼びかけたりしておるところです。しかし、ご指摘のとおり、土地柄もあるかもしれませんが、宴会におきましては、せっかく作られた料理が手つかずのまま残ってしまって、食べ残しはそのほとんどが廃棄物として処理をされ、貴重な食べ物を廃棄した上に、阿蘇市におきまして、膨大な廃棄物処理費用が発生していることになっております。

まだまだ周知不足の点もございます。例えば、九州食べきり協力店に登録されている飲食店というのが、調べましたところ、熊本市を中心にかなりの数ありますが、残念ながら阿蘇市におきましては、市内の旅館業が1店だけしか登録がございませんでした。このように課題も見えてまいりましたので、所管課といたしましては、今後更に3010運動、それから熊本食べきり運動の普及啓発に努めて、食品ロスの削減に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） お祝いの席、歓送迎会、年末には忘年会と、宴会の機会が多いようです。この3010運動を強く呼びかけていただいて、宴会の場の食品ロス削減に取り組んでいただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

それでは、次にフードバンクについてお伺いをいたします。

消費期限が迫った食品、規格外品など、企業から寄附してもらい、食べ物に困っている施設や人に無償提供するフードバンクが近年全国的に広まっております。フードバンクは1960年にアメリカで始まった活動でありますけれども、日本では2002年からNPO法人セカンドハーベスト・ジャパンが本格的に活動を開始し、今では全国各地に取り組みが広がっております。熊本県でも既に熊本市南区にフードバンク熊本が設立されており、全国のフードバンク関係者の団体から提供された食品を母子家庭や貧困家庭に配布していると聞いております。

そこで、生活困窮者支援や子どもの貧困対策に本市でもフードバンクを活用することは可能なのか、ご見解をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） それでは、フードバンクについてご回答いたします。

現在、市におきましては、企業等の連携をもつようなNPOの団体はございません。しかしながら、阿蘇市社会福祉協議会でフードバンク事業ということで取り組んでおりまして、近隣の農家の方々から古米とか、企業からの申し出、先ほど市議が言われました、セカンドハーベストですかね、それからの食材も提供を受けて、それに対して生活困窮者の方に配布

するということでやっておりますが、なかなか今、年間、昨年度も 13 件程度でございました。社会福祉協議会が、今後更なる事業展開をしていくというふうにお聞きしております。市としても一緒になってやっていきたいというふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 「もったいない」というこのフレーズは、世界の合い言葉になってきております。食品ロスの削減におきましては、多くの自治体が知恵を出して、また知恵を使って様々な取り組みを展開しております。消費者庁は、農林水産省、環境省、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携しまして、平成 29 年 12 月から平成 30 年 4 月までの忘年会シーズンに、外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンも取り組んでおります。

本市におきましても、食品ロス削減に取り組み、成果を出していくために、市長さんをはじめ、執行部の方々も 3010 運動の旗振り役になっていただき、積極的な PR をぜひお願いしたいと思っております。

次に、子どもの貧困対策についてお伺いをいたします。

市において、生活貧困対策の基準はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

長崎県大浦市では、生活貧困世帯の判別を次の 3 項目に捉えております。年収は 135 万円未満。病院の受診や進学など、子どもに必要な環境や物を与えられていない。3 番目に、経済的な理由で、衣食住に困窮した経験が頻繁にあった。

阿蘇市においては、この生活貧困対策において、貧困家庭というのがどういうふうな形で捉えているか、また貧困率はどれぐらいなのか、対策はどのように考えているかをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） ただ今のご質問にお答えいたします。

生活困窮者自立支援法におきまして、生活貧困者とは、現に経済的に困窮をし、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがある者と定義をされております。

そこで、阿蘇市におきましては、同法に基づきまして、特に収入基準等は設けず、現状から支援が必要であると判断した場合は、生活困窮世帯とみなして、すべての方に支援を実施しているところでございます。

子どもの貧困率でございますが、平成 29 年に熊本県子どもの生活に関する実態調査が行われておりまして、残念ながら阿蘇市独自の数字は出ておりませんが、熊本県の子どもの貧困率は 15.0% でございました。

私どもが所管しております生活相談センターにおきましては、熊本県と共同実施をしております。貧困の連鎖を防止するという観点から、生活困窮世帯の 18 歳未満の子どもたち、この子どもたちを対象に学習支援事業を実施しております。現在、本事業を利用している児童・生徒は 6 名でございますが、今後新たに 5 名が加わる予定になっております。また、現在、担当者が市内の各小中学校、それから地元の阿蘇中央高校を訪問いたしまして、先生方に事業への理解を求め、更に利用の推進に努めているところでございます。

子どもの貧困対策としては、やはり保護者の就労支援、それから家計の見直しによる経済的自立がとても大切であると思っておりますので、当センターではこれらも併せて包括的な支援を実施している状況でございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 子どもたちが平等に暮らせるようなまちづくりをよろしく、また教育をよろしくどうぞお願いいたします。

先ほど食品ロスの質問をしました。生活困窮者支援や子どもの貧困対策にて、こういった子ども食堂の取り組みは全国的に進んでいると思うんですが、食品ロスも少し活用できるのではないかと思います。市民の声からも、阿蘇市では子ども食堂をどのように考えているかというふうな声もありました。阿蘇市ではどのような形で今後考えていかれますか、ご答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） それでは、子ども食堂についてお答えいたします。

まず、市としては、普及はしておりません。子ども食堂につきましては、全国で約150箇所以上あるというふうに聞いておりますが、そもそもが都市部が多くて、特に農村部については、いろんな世間体もありますし、親がやっぱりそういうところに行ったら、そういうふうに見られるとか、やっぱりそういうことが非常に強くて神経質なところもあります。そういうことで、なかなか普及ができないというふうに思っております。

全国でもやはり貧困家庭の子どもさんを対象にした部分というのは少なく、あくまでも裕福な家庭でもお子さん一人で食べている家庭とか、そういった方々が親と一緒に食べる場所、あるいは夜一人だから、そこに行って、一緒に交流者が勉強もすると、そういう大きい枠での子ども食堂が多いものですから、そういういろんな部分がありますので、そういうクリアできれば、当然、先ほど言いましたように、この食品ロスの分については生活困窮者の支援にもなりますし、一方では環境面のロスになりますので、非常にいいとは思いますが、なかなか現実的にそういう部分では難しいかなと思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 生活困窮者とも限らないと思うんですが、朝、子どもたちが朝食を食べないというふうな形の、お母さんは早く働きに出るというふうなことで、そういった中で、子ども食堂はできると、これはあくまでもボランティアの社会奉仕、ボランティアというふうな関係でつくるものだと思うんですが、そういうようなところで、できるとまた違った朝のコミュニティの場所ができるというふうなことですね。今、福祉課長、阿蘇市の生活困窮者のパーセントも出てないですが、熊本市で15%ぐらいですか、全国平均並みだと思うんですね。そういった中で、やはりそういった生活困窮と考えられるような子どもたちがいれば、やっぱりそういったボランティアでそういった食堂をやるという人がいれば、本当にいいコミュニティの場所になると思いますので、また取り組みをよろしくどうぞお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 次に、子どもの命を守る取り組みについてお尋ねいたします。

まず、SNSを活用したいじめ、自殺対策の対応についてお尋ねいたします。学校を超えた相談、支援づくりの体制づくりがやはりこの取り組みは大事だと思います。

名古屋市のある事案について、報道によると、自殺を感じさせるような予兆は、誰も感じることはできなかったと言われておりました。その生徒は学校にも休みなく登校し、自殺前日の部活動にも参加していた。恐らく生徒は、誰にも自分の苦悩を打ち明けることなく抱え込んでいたのだろう。自殺対策の難しさが見えてきます。私たちに残された方法は、原因が何であろうが、生徒は死を選ぶのではなく、現実から生きていく道を選ぶような体制をつくることである。そして、原因の代表例としていじめがあるからには、どれだけ学校の外に逃げられるような選択肢を整備することが大切であります。そのためには、学校だけではどうにもならない。学校を超えた支援づくりが急務であると思います。本人がいじめを受けたと感じたとき、その先は自殺ではなく、相談や逃げることに接合しなければならない。これ以上、悲劇を繰り返さないためにも、私たち大人がその接合を準備しなければならないと思います。

SNSは、1番として電話に比べ気軽に相談しやすい、2番に圧倒的に相談件数が増える、3番目には啓発動画の一斉配信など、紙媒体に比べ低コストで効果的に注意を喚起できるなど、LINEによる相談事業の利点として取り上げられております。この補助事業は、文科省が公明党の提案を受け、平成17年度補正予算、平成18年度予算に費用を計上していたもの。今回、今年4月以降、熊本県を含む4県2市、補助を活用した取り組みを開始しました。更に、14都道府県7市は、年度内に実施するとされています。今後も相談員の育成や若者の自殺防止対策としてSNSを活用した相談体制の構築の強化に厚生労働省は取り組んでいるとあります。

こうしたニーズを踏まえ、千葉県柏市では、今年の5月から中学生を対象に匿名でいじめを通報できるアプリ、「STOP i t（ストップイット）」の導入を始めました。2014年に米国で開発され、米国の約6,000戸、約277万人が利用しています。文章だけでなく、画像や動画を添付できるようにして送ることができるのが特徴だそうです。柏市教育委員会が通報を受信するが、連絡をしていた生徒の学校名と学年だけが伝わるアプリは、昨年からの日本の私立小学校でも導入が始まり、公立では柏市が初めてだということでもあります。

昨年、いじめが発覚した国立東京学芸大学附属高校も導入し、効果を上げていると聞きましたが、教育委員会でいかがでしたか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今のご質問についてお答えをいたします。

ご質問の件につきましては、教育委員会としまして最も重要かつ最優先すべき事項と認識をし、日々学校と連携をしながら様々な取り組みを展開いたしているところでございます。

まずは、いじめが起きないための指導や環境づくりを徹底しているところでございます。万が一、発生しました場合には、早期の対応につき、子どもたちだけではなく、保護者を交

え問題解決に努めているというふうなところでございます。また、各学校においては、毎年、子どもたちにアンケートを実施し、早期に発見できるような取り組みも行っております。

先ほど議員が言われましたように、子どもたちは、いじめに限らず、思春期における様々な悩みや不安を抱えておりますので、そういった誰にも相談できないことが数多くあるというふうな現状がございます。そういう場合に、一人で抱え込まずに、最悪の事態を未然に防止するというふうなところで、電話による相談窓口である子ども110番、24時間子どもSOSダイヤルがあることなどを現在周知をしているところでございます。周知方法につきましては、こういった相談窓口を記載をしましたチラシを小学校向けと中学校向けに作成をして配布をいたしております。子どもたちが誰かに相談できるような体制づくりに努めているところでございます。

現在は、今申しましたように、電話による相談窓口を子どもや保護者に周知をしているところでございますが、ご質問のありましたSNSを活用した相談ということでございますが、議員、今おっしゃられましたとおり、本年度から熊本県において全国に先駆けて、先進的事例ということで取り組みがされるようでございます。熊本県の場合につきましては、県立高校3校をモデル校に指定をして、今年度から本年度いっぱい、モデル校と指定をして研究をしていくというふうなことでお聞きをいたしております。

全国の例を見ますと、千葉県の柏市になりますけれども、中学生を対象にして既にSNSを活用した相談アプリを始めたということで、直接、柏市の担当者に電話をしまして、概要のお尋ねをしまして、今までにつきましては、やはり電話での相談窓口での対応ということで、なかなか相談件数も多くはなかったというふうなことでございますが、SNSを活用した投稿アプリを始めたところ、非常に飛躍的に相談件数が伸びたということで、大変有効な手立てではないかというふう担当の方もおっしゃっておられました。加えて、今までの相談については、どちらかというと、やっぱりいじめを受けている子どもさん、それから悩みを抱えている子どもさんが相談ということで電話をされてたらしいんですけども、こういうアプリに変えてからは、周りの子どもさんといいますか、誰々さんがいじめられているとか、誰々さんが悩んでいるようだというふうな、周りの子どもさんからの投稿あたりがあるということで、担当者の方がおっしゃるには、やっぱりいち早くキャッチをするといいますか、未然に防止をする、早めの対策を取るという意味では大変有効な手立てだというふうに感じているというふうなお話でございました。

ただ、お話をする中で、実証実験的に今年度から全国的に行われておりますけれども、課題もいくつかあるというふうなことで、2点ほど気になりましたのが、電話もそうですが、タイムリーに子どもさんに返信をしてやり取りをするというふうな部分がありますので、やはり文書で子どもさんに返すといったところでは、悩みを相談しますので、専門的な知識、高度なやっぱり知識を持った方がいらっしゃらないと非常に難しいということが一つ、もう一つは、日曜とか夜間、祭日等がありますので、重大な事案での相談があった場合に、やっぱりタイムリーにするために、そういった夜間とか休日の対応をどうするかというふうな点も問題点として挙げられておりました。

とはいえ、非常に有効な手段というふうなことでございますので、今年度からいろいろ全国的に展開をされるということでございます。熊本県でも高校ですけれども、やられるということでございますので、教育委員会としまして、熊本県の事例、それから全国の事例あたりの情報を収集しながら、まずは学校現場の長である学校長あたりと協議をしながら今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 電話での相談、そういったなかなかしゃべるとい、やっぱり嫌いなお子さんも多いですから、そういった中ではこの子どもたちはそういったSNSで意外とそういった入り方が得意だと思いますので、そういった中で、相談が、件数が増えたというのは、確かに小さな子どもの命を守る中では大事だと思いますので、この辺のところを県と協議しながら、また取り組みをよろしくどうぞお願いいたします。

次に、最後になりますが、登校時の安全対策。昨日、菅議員の質問と重複しますので、現況と対策についてだけ、部長に答弁をちょっと簡単をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今のご質問についてお答えをいたします。

登下校時の安全対策ということでございますが、交通事故に遭わないようにしなければならないのはもちろんでございますけれども、最近、昨日お話もありましたように、不審者に対する対策というのも大変重要な課題でございます。

現在、登下校時の安全対策としましては、年度当初から保護者の方や地域ボランティアによる街頭指導、それから見守り隊といったところを活用しながら実施をいたしております。また、交通安全週間などに併せまして同様の取り組みを行っているところでございます。

とはいいますが、阿蘇市全体、大変広範囲で広くありますので、そういったところを今後どういうふうに対応していくか、保護者の方々、地域の方々といろいろ協議をしながら対応していく必要があるかという具合に思っております。それから、必要に応じましては、警察あたりと連携を密にしながら、パトロールの強化を行っていく、特に登下校中時、通学路あたりのパトロール強化をお願いするということも考えていきたいという具合に思っているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 子どもたちは、勉強に、また人材に育っていくような、環境づくりをお願いして、私の一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君の一般質問が終わりました。

引き続き、5番議員、園田浩文君の一般質問を許します。

園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 皆さま、大変お疲れさまでございます。二日間が一番最後の一般質問をさせていただきます。

私も、平成23年の3月議会から丸7年半を過ぎております。一般質問を1回も休むことなく本日が30回目の一般質問をさせていただきます。30回目ではありますが、この最後の順番

というのを引いていただいた古木委員長にも大変感謝をしております。と言いますのも、この二日間の皆さん方の質問の内容を拝聴していますと、割と過日分の事案が、過ぎた日の分の事案が大変多いように感じております。しかしながら、行政の今後の進め方にはこの検証ということは大変大事なことではないかというふうに私も感じております。今回は、私の質問は、復旧・復興に進むこの阿蘇市にとって希望を持てるような質問を最後にさせていただこうと思っております。どうぞ45分間、お付き合いのほどよろしく願いをいたします。

それでは、通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1番目の国道57号北側復旧ルート、滝室坂トンネル開通後の市の今後の明るい将来像はというところで最初の質問をさせていただきます。これから復旧ルートが進んでいくわけですが、現在の進捗を見てみますと、ちょうど着工式が今年の6月17日、阿蘇口側で着工式が開催されております。本当ちょうど丸々1年が経過したところでございます。阿蘇工区側が2,000m、6月11日現在で本坑が589m掘っております。パーセントにしますと、29.5%でございます。それと、避難坑、少しこれは形が小さくなりますけども、1,153m、57.7%、阿蘇口側からの掘削が終わっております。大津工区側が約400mほど短いんですが、工区が1,659m、5月末現在で本坑が1,079.7m、半分以上、65%、本坑が掘れております。避難坑においては1,552.9m、94%を掘っている状態でございます。この完成が、2020年の完成を国交省も目指しているところでございます。いろんな資料を見てみますと、大津側の竣工が工事の工期が2020年、平成32年5月31日、阿蘇市側が2020年、平成32年7月31日の工事の工期になっております。国交省の仕事でありますけども、建設課あたりにこういう情報が、この工期的な進捗状況の情報が入っていますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

工期につきましての進捗の情報は、入っておりません。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 本来であれば、東京オリンピックが2020年の確か7月の開催だったかなと思っておりますが、この前に本当は開通するのが一番良かったかなと個人的には思っておるんですけど、それはちょっと叶わないような感じがいたしております。

もう一つ、今月の24日に着工式が行われます中九州横断道路の滝室坂トンネル、これが総延長が6.3kmでトンネルの部分が4.8kmでございます。着工式は6月24日に開催されるのですが、おおまかな完成の時期等の何か情報が建設課にあればお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 着工式以前に坂梨側と波野側で事業説明会が行われております。その中で、概ね7、8年ということをお聞きしております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） はい、わかりました。概ね7、8年ということですね。

それと、この北側復旧ルートが開通した場合、現在は二重峠を使って大津方面に行っておりますが、このトンネルが開通した後は、概ねどのくらいの時間短縮と、大津あたりまでの

時間というのはどのくらいの試算がなされていますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 北側復旧ルートにつきましては、全線が 13 km ございます。阿蘇市側が阿蘇ポリの前からということでございますが、13 km につきまして仮定してみますと、時速 40 km で走った場合 20 分かかります。自動車専用道路ということで時速 60 km で計算しますと 13 分となり、7 分短縮ということでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 7 分といっても、されど 7 分で、トンネルだと随分もうちょっと実際は早くなるのかなというふうには感じております。

また、この復旧ルートがずっと工事が進んでいけば、これに接続される各阿蘇市内の主要な幹線道路があると思います。北側復旧ルートの本線は、国道 57 号の今、課長が言われました、阿蘇ポリのほうに出てきますけども、進入路としては、その現道との接続部分と、菊池赤水線、通称県道 23 号になりますけども、ここに乗り口と降り口のインターができるように計画をされております。

そこで、開通後の阿蘇市内の主要幹線道路の整備が急務だと思うんですけども、いくつか課長に質問をしたいと思っています。答えられる範囲で、県道等もありますので、なかなか難しいところもあると思うんですけども。

まず、私もよく使うんですけども、車帰から内牧に抜ける、途中までは車帰からあそこの石本精肉店ですかね、石本ホルモンまでは市道だと思うんですけども、またその先のこれは県道になるんですけど、ここらの整備の市道としての整備が何か計画されているか。また、県道が現在は、五嶋議員あたりのいろんな力添えもあったかもしれませんが、枝が結構伐採してあって、非常に見通しが良くなってはおるんですけども、できれば県道あたりのあそこの拡幅工事あたりも何とか市の要望をしっかりと県に上げていただいて、何とかならないものかというふうに思っておりますが、課長、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 数十年前までに道路改良は一度完了したところでございます。今後、ダンプ等の対策としまして、白線を引いていきたいと思っております。併せて、県道もお願いする予定でございますが、県道の拡幅は以前からカーブカットとか視距改良を要望しているところでございますので、更に強く要望していきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） あそこは道が狭くて、割と採石場等がありますし、またこの復興の工事あたりの大型ダンプの往来も非常に多くなっております。普通の観光客は割と国道 57 号のほうに抜けるんですけど、阿蘇市内の在住の方は割とあそこの道をよく使われます。あそこでちょっと事故も何件かあっているように聞いておりますので、また県の拡幅関係の工事は、しっかり阿蘇市からの要望もお願いをしていただきたいなというふうに思っております。

それと、阿蘇西小学校前の広域農道なんですけど、通称 8m 道路を延長して、この県道 23 号

の菊池赤水線へ接続するというような計画も前にありましたが、現在もその計画は継続中ですか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 計画は、継続中でございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 財政的な予定もあるかと思いますが、おおよそいつ頃というのが出ますか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 失礼しました。

ただ今の件でございますが、今のところ赤水バイパスと呼んでいるところと思いますが、今年度中に用地買収等、用地買収が終わったところについては随時着工していく予定となっております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） それと、緊急的な避難道路としても計画されています、内牧のスーパーみやはらから8mへ抜ける避難道路ですかね、幅員が12mになると思います。あその工事の進捗はいかがですか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 前回も議員さんからご質問が上がっております。水害に伴って、緊急避難道路ということで計画した路線でございます、地震で狩尾地区あたりの地盤が弱いということを考えますと地盤改良を行えば16億円ということになりますが出来るだけ経済的な方法がないかということで検討しているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） それと、ちょっと課長にこれ聞くのもあれなんですけど、内牧の農協のJAのスタンドがあるんですけど、あの南側に、今、成川のほうに県の事業だと思っておりますが、橋を今架けて、昨日見に行きましたところ、欄干には平成30年3月竣工というふうに書いてあるんですけど、未だあそこは通るような見込みがないということで、大体あの開通の時期がいつ頃になるのか。見てみますと、上のほうはきちっと舗装もされて、いつでもどうぞみたいな感じなんですけども、前後がまだ工事中というような感じがあります。大変市民の皆さまが、「あそこはいつ通らるっとかい」というような話も大変よく耳にしますので、そういうところは、部長、いかがですかね。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 失礼いたします。

現在、通行止めの区間につきまして、議員が今おっしゃいました、橋の部分でございますが、10月末の完成予定と聞いております。

内容を少し申しますと、橋の付け替えは終わっておりますが、それに伴い、暫定的に通行させる予定であったということですが、ちょっと橋を渡った先に電柱があるということで、通る場合は警察協議がございまして、警察協議において危険箇所があるために通行許可がお

りなかったということでございます。ただ、この部分については、事業者は受注は終わっておりまして、その舗装等が10月末で終わるということで、それをもって通行できるということでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） じゃあ、大体10月末ぐらいには通れる見込みというところですね。はい、わかりました。

それでは、(2)の質問に移らせていただきます。県道23号のこの土地利用について、企業誘致や宅地分譲といったところを検討できないかというところで質問をさせていただきます。

まず、この県道23号に、先ほどちょっと質問にも関連するんですけど、県道23号にぶつかってくる広域農道、現在、阿蘇西小学校の前から大体、内牧の停車場線の区間、まだまだ今、災害復旧の工事が進められておりますが、あそこは北側ルートのちょうどまわるところですかね、あそこら辺ともちょっと交差するようなところでもありますけども、あのあたりの広域農道の復旧工事というのがいつ頃大体完成するのかというところを答弁お願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 停車場線から県道23号の区間でございますが、それについては仮梁でボックスカルバートがございますので、仮設道として本年度中には竣工予定になっております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） それと、もう一つ、少し離れますけども、現在、中通から小野田地区を通過して、あびか方面に抜ける農道が今工事をされております。あそこ数百mと、あと点滅信号のところの交差点がまだ工事がちょっとかかられてないような状態だと思いますが、あのあたりの道路の工事の進捗はいかがですか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 現状につきましてお答えします。

今、舗装が剥いである部分をまずご説明しますと、その舗装工事の完了が7月いっぱいを目途に予定しております。

それと、今後発生します、今町川に架かる橋でございますが、今、仮橋の設計中ということで、ここを仮橋をつくって迂回させるということと、点滅信号の部分については、点滅信号から西側が市道、手前が農道ということになります。これは一緒に整備するということで、橋と一緒に、発注が今年度ということなんです。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 2020年の北側ルートが開通までには何とかあのあたりも整備ができていた状態だというふうな解釈でよろしいですかね。いいですか。はい、わかりました。

それでは、その県道23号沿いのほとんどが農地ではありますが、二重峠から下を工事区間のところを上から見下ろしてみますと、現在の黒川のあそこに仮橋が今走っております。

けども、あれから手前、車帰の方向を見てみますと、大体、私の換算で20町から30町ぐらいの水田があるのじゃないかなというふうにちょっと見たんですけども。それと、県道23号沿いの白雲山荘の土地もあります。数軒の民家もあるんですけども、あのあたりというのはほとんど農振にかかっているような土地ばかりでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 車帰地区については、ほぼほぼ農振にかかっていますが、いわゆる白雲山荘周辺、あの辺は一部かかってない地区もございまして、県道に面している部分とか、あの辺は農振はかかっておりません。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） それに関連しまして、企業誘致があのあたりに何とかできないかというところで質問させていただきます。

年間に何度かどうですか、まちづくり課に企業誘致に関する問い合わせ等があることがありますか。いかがですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 失礼いたします。

企業誘致の問い合わせは、私が来てからは一度も受けたことはございません。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 先日、福祉施設の利用でちょっと福祉課に足を運んだんですけども、ちょうど課長と課長補佐も不在、担当者も不在だということで、職員の方に今日はどちらですかというふうにちょっと問いかけたところ、保育士さんの確保のために学校関係の外回りで出ているというふうな返事をいただきました。もちろん、保育士さんも今少なく、本当にそうやって足を運んで保育士を獲得するといった、そういう姿勢は大変大事な姿勢だというふうに思っております。

企業誘致と保育士さんを一緒にするのはちょっとおかしいと思うんですけど、企業誘致も、後ろに議員さんもいらっしゃいますし、いろんな方々、また特に市長あたりは顔も広いし、こういうところのマンパワーといいますか、人々のつてを使ってでも、何とか企業誘致あたりに足を運んで、こっちから攻めの誘致をやってみたらどうかというふうに思いますが、課長、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今、議員がおっしゃられましたように、まだ私としても特段、企業を回ったということは今までちょっとございませんので、市長の伝手を使ってでも行けるのであればと思っております。ただ、なかなか企業誘致に関しまして、これはちょっと県の新聞記事のデータでございまして、県が2012年から2016年まで5箇年間で県に誘致した企業というのが158件ということになっております。ただし、この中としては、熊本市が33件、菊池市が20件、阿蘇地域には入っていないというのが現状でございまして、ただ、県北のほうには集中していると。この部分については、やっぱり菊陽町、大津町といった部分に集中しているということもあって、なかなか大型の工場関係とかいう部分につい

ては、山間部についての誘致というのは非常にちょっと今現状としては厳しいという状況もあるかと思っております。

企業誘致についても、外から連れてくるというのも一つ方法かとは思いますが、企業誘致の大きな目的としては税収を上げるという部分が一つと、雇用対策という形が一番大きいかと思っております。私たち、まちづくり課としても、なかなか誘致として来れない状況であれば、現在地元にあります事業所さん、これは商工業すべて含めて、その事業所さんが事業拡大ができるような支援も一つの雇用対策としては有効な手段じゃないかと。今現状、経済産業省中小企業庁関係の補助金もございますし、設備投資をしたときの減免といった部分も制度としてはございますので、今現在、今、阿蘇市で頑張られている商工業さん、その方と十分協議を行って、少しでも規模拡大ができるようであれば、1人、2人、地元の雇用が増えるという形も、一つは企業誘致、雇用対策という形でできるんじゃないかと思っておりますので、その部分についても商工業のほうと協議を進めていながら、少しでも雇用拡大ができるように努めていきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 課長、答弁、私の気持ちもびったしでございます。私もそういうふうに思っております。とにかく、やはり跡継ぎがないというか、そういう子どもさんのことで、やはり遠くから何とか帰ってきてくれんかというようなことを子どもに言っても、なかなかやはり働く場がないというのが一番のネックなのかなというふうに思っております。課長のその答弁を聞いて、私も少し勇気をいただきましたけども、この県が昨年158件ですかね、このうちの1件でも2件でも、この北側の復旧ルートが開通した暁には何とかそこらをしっかりと交渉していただいて、1つでも2つの企業を、これは一般的なコンピュータの企業だとか車関係とか、そういうのでなくても、例えば阿蘇にはしっかりとした自然があります。こういう農業に関しての企業でもいいと思います。とにかく、1人でも2人でもこの阿蘇市から外に出さんような政策をしっかりとやっていただきたいなというふうに思っております。課長、最後、いかが、どうですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 阿蘇市としてもできる限り努力をしていきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 微力ながら私たちも後ろからしっかりと応援をしていけるところはしっかりとしていこうと思っております。

1番の質問の中、(1)と(2)を質問をしました。ちょっと市長に答弁を求めたいと思います。

現道の国道57号の開通時期が不透明な中、北側復旧ルートの開通は、阿蘇市にとって将来の農業、商業、観光、福祉、教育、すべての産業の希望の道路だと位置づけられておると思っています。災害復旧も進む中、中九州横断道路の阿蘇市からの第一歩である千載一遇のチャンスではないかと私は捉えております。このチャンスを活かすためには、阿蘇市内の幹線道路

の整備はもとより、通勤、通学をはじめ、物資の輸送や渋滞の緩和などに直結するインフラ整備であり、開通まで残りまだ2年と捉えるべきか、もう2年しかないと捉えるべきか、私は後者だというふうに思っております。もちろん、財政面が一番ではありますけれども、早急な対応が必要であるように思っております。

また、この県道23号菊池赤水線沿いには白雲山荘も再建される予定でもあります。現在も数軒の住宅が建っております。復旧ルートが完成すれば、インターがすぐ近くにあるために大津の工業団地等の通勤圏内にもなりますし、現在大変賑わっております菊陽町あたりの商業施設までの所要時間等も若干ではあるかもしれませんが短縮されると思います。水害の対応で車帰地区あたりもそういった対応も必要かと思っておりますけれども、宅地分譲地としても、また環境のいい阿蘇の地での工業団地としての活用も十分に考えられるところではないかと思っております。

結果、災害に起因した形になってはおりますけれども、二重峠に穴を開けた型破りの市長であります。思い切って農振法、都市計画区域等の早急な規制緩和に踏み出して、実現に向けて検討をお願いしたいというふうに思っておりますが、またこれには民間の力も協力ができれば、そういうところも一緒に進めていってもらいたいと思っておりますが、市長の考えはいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今の話を聞いて、何か尻を叩かれているような、そんな気持ちになりました。

まず、新しい一本の道路ができるということは、地域が変わり、そして地域が変化をもたらし、またそれと同時に流通も変わり、また一方では救命救出、人の命にもつながる、そんな大事な道であると思っております。今、災害からの復旧で、関係機関、一生懸命やっただけしている中において、道に特化しながら、私の気持ちを申し上げさせていただくならば、まずは滝室坂のトンネルがようやく着工に移るということは、大分に結ぶ、今まで私たちが20年以上運動してきた一つの山がようやく貫通しつつあるということもありますし、もう一つは、やっぱり2年後の北側ルートのトンネルだと思います。ああいう災害によって、我が阿蘇市も大変な被害に遭いました。それは、観光だけではなく、農業もそうですし、流通もそうですし、みんながそういう被害に遭った中において、やっぱりあと2年後のトンネル、一日でも早く開通してほしいと、そう願うのが当たり前だと思っておりますけれども、じゃあ、その災害に遭ったこのマイナスの部分の部分をいかにトンネルの開通式にあわせてそれをプラスに転向するような、そんな取り組みをこの阿蘇市一帯はやっていかなければいけない。ひいては、大分県とも関係があることであれば、大分県とも手を結びながら、北側ルートの開通に向けて、総合力でもってやっていかなければいけないと思っております。せっかく多くのお金を費やして、皆さんがつくっていただける道路でもありますので、地域の振興、そして道路、ただ開通式に終わるだけではなくて、園田議員も前少しおっしゃっておられた、新天草1号橋ですか、あそこにしても開通式の前に市民のみんながああ橋を通った、そんなことも必要であるだろうし、またサイクルツーリズムもやっているから、サイクルの多くのみ

んなを呼んで開通式の前にイベントを行うとか、ひいては極端に言えば、アイデアもいただいておりますけれども、本田技研もあることだし、F1 の車をあそこ大津のほうから走らせて、北側ルート、ドーンと抜けるときのあの映像を世界に流したらどうだろうかとか、そんないろいろなことがあります。ややもすると、そのまま開通して良かったということで終わると思いますけれども、先ほどの西側地区のいろんな宅地のこれから造成と住宅の問題と、また企業誘致の問題等についての象徴的な発信力を示すのが2年後のこのルートだと思っております。しかるに、そこには国土交通省も県も、そして地元も一緒になって、これを盛り上げていくように、極端に言えば、1週間かけてもイベントをメニューをたくさんつくりながら、阿蘇はこういうところに生まれ変わります、だから早く来てくださいというような仕掛けをやっていくためには遅すぎる段階にもきてるから、早くこのことを立ち上げて、いろんなことをその中に盛り込んで企画していくと、発信していくということを副市長とも今話をしながら立ち上げていこうというような段階にきておるところで、この2020年が阿蘇市にとって大きな飛躍を遂げるか、あるいはそのまま平行線を辿っていくのか、道路ができることによって、ややもするとマイナス面も通過地点ができてきたり、大きくなることもありますから、それをプラスの方向に持っていくべく、いろんな団体といろんな住民の人が参加をしながら、お金が必要であれば、それに向けてやっぱり議会の皆さん方の理解も得ながら思い切って予算を組んでいく、それと同時に、その行政だけではなく、各団体からも寄附等と協賛金をいただきながら、みんなでこれを盛り上げていくという、そんなことをやっていくべきではないかということで、今質問がありましたので、自分の燃える思いを話させていただきました。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 力強いお言葉、ありがとうございます。私も同感でございます。いろんな方々が、テープカットだけで終わるようなイベントにしてもらいたくないというふうに思っております。私の小さな願いですけども、熊本城マラソンを私も4回走っております。できれば、あれが開通前にスポーツ関係のイベントの中に、あそこをちょっとみんなで大津まで走るような、そういうイベントも一緒に入れていただいたらなというふうに思っております。今後とも、ルート開通に向けて、私たちもしっかりと頑張っていこうというふうに思っております。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせてもらいます。空き家バンク制度、3年間経っておりますけれども、区長さん方に阿蘇市内の空き家の調査をされていると思いますが、その結果は、どんな結果でございましょうか。端的にお願いします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 失礼いたします。

3年前に空き家バンク、当時に空き家調査をしております。阿蘇市内に約800戸の空き家があるということで、調査結果が上がっております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） この3年間で大体13件の売買か賃貸かの契約がなされているようで

すけども、内容がわかれば、課長、教えてください。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 空き家バンクにつきましては、運用開始から3年経ちます。6月6日現在でございますが、空き家バンクの登録が20件ございます。これは登録物件数が20件ございまして、利用者の登録もあわせてしておりますので、利用者の登録が今54世帯で、うち10世帯が空き家バンクを通じて移住・定住という形で結果が出ております。10世帯のうちの6世帯は市内の方が別途市内に住まわれたという部分と、4世帯の方については、市外から空き家バンクを通じてこちらに入って来られたという結果が出ております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） この空き家バンクも、住家だけではなくて、今、若者には大変古民家で喫茶店やレストラン等もされている、雑貨店なんかもされている方がいらっしゃると思いますが、こういう活用にも空き家バンクというのは活用できるんですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 空き家バンクについては、住まいであっても、古民家であっても、登録ができるという形にはしております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） ありがとうございます。官民一体となって、上手い利用ができればというふうに思っておりますので、どうぞ協力をお願いいたします。

続きまして、3月議会の一般質問のちょっと続きになるんですけども、国直轄の砂防事業についてお聞きしたいと思います。現在の進捗は、何か変化がございますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

現在、直轄砂防事業の阿蘇地域における整備箇所、概ね25箇所ということはお聞きしております。平成30年度におきまして、阿蘇市で2、3箇所、南阿蘇村で1箇所程度を予定しているというふうにお聞きしておりますが、最終的には復興事務所、県、うちで調整しまして、緊急性の高いところから整備が進むものと思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） ありがとうございます。少しずつ情報が出たら、情報をいろんなところで流していただくようによろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。現在、内牧の阿蘇市立の体育館の件でございます。ここは、昭和58年9月に竣工している体育館ではございます。いろんな冠の阿蘇郡市のいろんな大会でありますとか、熊本県の何とかの大会というのを阿蘇市で開催する場合は、どうしてもあそこの阿蘇市立の体育館を使うことが大変多うございます。昔は何となく夏でも涼しくて、クーラーなんかは何かいらんような感じだったんですけども、多少なり温暖化の影響かもしれませんが、ここ数年は夏、大変体育館の中もすごく暑く感じるようなイベントやいろいろな講演もあっております。それで、あそこの冷暖房設備も大変古くなっているというところで、その頻度としては年間何度もというわけではないんですけども、少

しずつ基金あたりも積み立てて、冷暖房設備の更新をやっていただけないかというようなことが市民の方々からも声が出ております。教育部長、いかがですかね。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

ご質問のとおり、体育館につきましては昭和 58 年に建設をされて今日に至っているというふうな状況でございますが、その間、平成 9 年と平成 17 年に改修工事が行われておりますけれども、ただ今ご質問のありました冷暖房施設につきましては、直接的な改修工事は全くなされておられません。

現在、屋外機の防音対策としまして、防音の遮断施設を設けておりますけれども、老朽化に伴いまして大変騒音が発生をいたしております、地域住民の方からの苦情もあり、冷暖房施設の利用につきましては制限をしているところでございます。これに加えまして、老朽化に伴いまして冷暖房施設を使う場合の設定温度に達するまでの時間も相当かかるというふうなところで、かなりご迷惑をおかけいたしております。

ただ今言われましたように、施設の改修を行うということになりますと、既存の施設の解体撤去、それから新設の費用を考えますと、かなり高額な費用がかかることが想定をされますけれども、今後改修をするということになります場合には、有効な財源があるか、財政と検討しながら対応していきたいというふうにご考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 冷暖房設備、改修すれば、相当な額の財源がかかると思っております。前向きに検討していただきたいなというふうにご、大変多くの方が利用する場所ですので、大変多く耳に入ります。よろしく申し上げます。

それと、最後になりましたけれども、洋式のトイレを改修をということが各施設いろいろ、部長には耳に入っていると思います。私も災害のときに、もちろんあそこでも寝泊まりしましたし、中学校あたりでも寝泊まりをいたしました。なかなかやはりお年寄りが和式のトイレを使って、トイレが非常に汚れて、職員の方と私も一緒に掃除をしたわけですが、洋式だと若干でもそういうところが緩和できるかなというふうにご思っております。一度に洋式便所といっても、またこれも大変財源がかかるところではございますので、年度計画をしながらでも、少しずつ改修をお願いしたいなと。これは、前々からいろんな議員さん方も一般質問でも話されてたと思いますが、部長、いかがですかね。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

阿蘇体育館を含みます社会教育施設全般につきまして、洋式化というお話でございますが、教育課が所管をします体育館、グラウンドが全部で 14 施設ございます。男女合わせました総数で言いますと、便器が 156 ございまして、現在、洋式にしている台数が男女合わせて 54 ございますので、全体で言いますと 3 割ぐらいの設置率ということにはなりますけれども、多目的トイレであったり、女性のみを設置ということで、9 施設等の場所で男性には全く設置がない。設置があっても、台数が少ないという箇所がございますので、ご指摘のとおり、

年次的な計画で進めております。一昨年はあびかの改修に伴いまして一部洋式化を図ったところでございますし、今年度は乙姫体育館の改修にあわせて洋式化を図るということで、今年も阿蘇体育館を含みます各施設について洋式化を図っていきたいということで考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 部長、ありがとうございます。前も後ろも大体洋式と和式あったら、どっちかといったら、ちょっと和のほうに行くほうが多いかなとは思いますが、今の小中学生、高校生あたりまでは、部活等で体育館を使うときは、やっぱり洋式をどうしても使う頻度が多いと思いますので、財源的なところが一番ネックになってくると思います。教育基金もまたどこかとか、使う何かとして持ってなきゃいけないので、なかなかそういうのを取り崩すというのは大変難しいと思いますけども、年次計画でやってもらいたいというふうに思います。

最後まで45分間、お付き合いいただきまして、誠にありがとうございます。5番議員、園田の一般質問、終わります。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君の一般質問が終わりました。

以上で、一般質問を終了します。

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（藏原博敏君） 日程第2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長から会議規則第111条の規定によりまして、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申出がありません。

お諮りをいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

従って、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定によりまして、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、平成30年第3回阿蘇市議会定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

着座のままでご挨拶を申し上げます。第3回阿蘇市議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶

拶申し上げます。

今期定例会は、6月1日開会以来、本日まで15日間にわたり提案をされました本年度補正予算をはじめ、諸議案について終始極めて熱心にご審議をいただき、本日ここに全議案を議了いたしまして、無事閉会の運びとなりましたことは、皆様方とともにご同慶に堪えません。

執行部各位におかれましては、今期定例会において成立をいたしました諸議案の執行にあたりましては、各常任委員長報告をはじめ、会期中の各議員の意見を十分尊重いただき、市政各般にわたる向上を期し、更に一層の熱意と努力を払われますよう、心から希望するものであります。

終わりにになりましたが、終始議会運営にご協力をいただきました議員並びに執行部各位のご協力に対し、お礼を申し上げます、閉会のご挨拶といたします。どうも長期間お疲れでございました。ありがとうございました。

以上をもちまして、散会いたします。

午後2時25分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

平成 30 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員